

2014年（平成26年）5月17日（理事会承認）

2014年（平成26年）6月20日（執行）

2011年（九人）第1号

職権調査事件

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

厚生労働大臣 田村憲久 殿

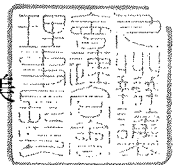
衆議院議長 伊吹文明 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

福岡市中央区城内1番1号

九州弁護士会連合会

理事長 森 雅 美



勸 告 書

当連合会は、本件職権調査事件について精査・検討した結果、貴殿らに対して、全ての中国帰国者の人権回復のために、次の諸施策を最低限のものとして、立法措置を講じることを含め、検討実施するよう、下記のとおり、勧告する。

なお、本勧告書において、「中国残留邦人」とは第2次世界大戦のソ連軍参戦以後に開拓団をはじめ中国東北地区に在住していた邦人のうち居住地を追われ避難する中で中国に残り残された邦人、「中国帰国者」とは中国残留邦人やその家族で日本に帰国した者、「中国帰国者1世」とは中国残留邦人で帰国した者、「中国帰国者2世」とは中国残留邦人の2世で帰国した者を指すものとする。

また、下記の諸施策の検討実施に際しては、帰国した中国帰国者1世の平均年齢が75歳程度となり、また、中国帰国者2世も60代となっている者もいるように、

高齢化していることに鑑み、速やかになされることが不可欠であることを付言する。

記

第1 勧告の趣旨

1 多文化共生の観点からの施策

- (1) 中国帰国者が中国語だけでも安心して暮らせることを政策目標とし、少なくとも生命健康に関する場面（地域の総合病院等）及び公共性の強い場面（公的機関）において中国語の通訳サービスを適時に受けられるように措置すること。
- (2) 中国帰国者が主権者として選挙権を適切に行使できるように、選挙公報等の情報を中国語で提供すること。
- (3) 中国帰国者相互間及び中国帰国者その他の市民の交流を促進する施策（コミュニティの創設等）を強化すること。
- (4) 中国帰国者の文化の継承がその子孫に行えるよう3世さらには4世に対し、学校教育の場等において、配慮すること。

2 基礎的諸条件の補完の観点からの施策

(1) 教育を受ける権利について

ア 中国帰国者の日本語習得の教育は、その希望に従い、中国帰国者の居住地等にかかわらず、中学卒業程度の読み書き及び日常生活に不自由しないレベルまで受講を続けうる制度を策定し、そのための人的・物的設備やカリキュラムを充実させること。

イ 中国帰国者のうち希望する者は、適齢期に受けられなかった日本の義務教育を受ける機会を保障するため、居住地の隣接学校において特別の教育プログラムを策定して実施すること。

(2) 労働の権利について

中国帰国者のうち、希望する者に対し、早急に経済的生活の基盤の確保や自己実現が可能な職業に就くための訓練等を受けられる制度を整備・強化することや文化交流での積極的役割や就業機会の創設等を行うこと。

(3) 社会保障について

中国帰国者 2 世の生活保障を生活保護の受給に収斂させていくのではなく、人権侵害の回復や中国帰国者の人間らしい生活の充実の観点からそれにふさわしい特別の年金制度を創設すること。特に帰国が遅れたことによる年金期間が足りないという事態に対応すべく早期に立法化が必要である。

その際、下記「家族の保護」の観点から、中国帰国者 2 世が中国の親族方への帰省及び墓参の費用が十分まかなえるようその年金額を設定すべきこと。

3 家族の保護の観点からの施策

中国帰国者が日中両国の家族と交流できるよう積極的な施策を進め、速やかに、中国帰国者 1 世の中国渡航期間が 2 か月を超えた場合に収入認定するという運用、及び、生活保護制度において中国帰国者 2 世が中国の親族方への帰省及び墓参の期間の収入認定をすとの運用を廃止すること。

第 2 勸告理由の骨子

国は、1945 年の第 2 次世界大戦の終結前後において中国大陆に取り残された中国残留邦人の帰国のための積極的措置を可及的かつ速やかに行う義務があったのにそれを怠り、その結果、中国残留邦人の多くは、残留発生から 30 年～50 年余が経過した後、漸く帰国を果たすことができた。

このことは、国による、中国残留邦人の帰国の自由（憲法 22 条 1 項・2 項、世界人権宣言 13 条 2 項、国際人権 B 規約 12 条 4 項）の侵害に他ならず、その結果、中国残留邦人の多くが人生の過半に相当する期間、日本国での人権を享受

できない状態を招来せしめた。その反射的な効果として、好むと好まざるとにかかわらず、中国残留邦人は、中国文化を持つ日本人という特殊な属性を持つ者となったものである。

従って、中国残留邦人の帰国は人権侵害状態から人権を回復する第一歩にすぎず、国は人権侵害回復義務の一環として、中国残留邦人の帰国後の人間の尊厳を確保する諸施策をなすべき基本的な義務を負担しているのである。

ところが、国による中国帰国者に対する帰国後の施策は、第一に、多文化共生の視点を欠落していた。そのため、上記属性を持つ中国帰国者をありのままに受け容れることなく、日本社会への同化を強いるものであった。第二に、基礎的諸条件を完全に補完するという視点を欠いていた。そのため、中国帰国者の個々のレベルを等閑視し、全ての中国帰国者に対して漫然と諸施策が適用されたため、日本社会で日本語とその文化を受容して生きていくための基礎的諸条件の補完は極めて不十分だった。第三に、中国帰国者の家族の保護の視点を欠いていた。そのため、日中両国に2つの家族を有するに至っていた中国帰国者においては、日中両国の家族との交流を保障されるべきなのに、その保障はなされていなかった。

これら問題状況は、中国帰国者の子である中国帰国者2世に対しても同様にあってはまり、国の施策は中国帰国者2世に対する人権も侵害している。

当連合会は、中国帰国者1世の問題について、2004年7月6日、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に対し、多文化共生の観点、基礎的諸条件の補完の観点及び家族の保護の観点という3つの観点から、具体的な施策を検討実施するよう勧告を行った。

しかし、これらの観点からの人権侵害は、その後の2008年4月1日からの「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改正法の施行後も未だ十分に改善されているとは言い難い状況であり、中国帰国者2世については上記法律施行後においても、状況は全くといってよいほど変わっていない。

そこで、当連合会は、勧告の趣旨のとおり、勧告するものである。

第3 勧告理由の詳細

別紙調査報告書記載のとおり。

以上

調 査 報 告 書

目 次

第1	報告の趣旨	3
第2	報告の理由	3
1	九州弁護士会連合会の本件調査の経緯	3
	（1）調査の経緯	3
	（2）調査の経過	4
	（3）本報告書の構成	5
2	中国帰国者1世をめぐる状況	5
	（1）歴史的経緯	5
	（2）国の対応	10
	（3）弁護士会の対応	19
	（4）集団訴訟（国家賠償請求訴訟）	22
3	2008年改正支援法下における中国帰国者に対する施策の概要、実態、問題点	23
	（1）2008年改正支援法下における施策の概要と実態	24
	（2）厚生労働省による2009年度調査における新たな支援策の評価	34
	（3）2008年の改正支援法施行後も残された主な問題点	35
4	中国帰国者2世をめぐる状況	38
	（1）中国帰国者2世の発生の経緯	38
	（2）中国帰国者2世に対する国の対応	38
	（3）国が正確な人数や生活実態を把握していないこと	41
	（4）中国帰国者2世に対する施策の概要、実態、問題点	41
5	中国帰国者2世等の生活実態に関する調査（九弁連による九州内のアンケート調査結果）	46

(1) アンケート調査の手法.....	46
(2) 帰国状況について	47
(3) 日本語習得, 教育, 家庭内のコミュニケーションの状況について	49
(4) 就労状況について	51
(5) 社会生活の状況について	53
(6) 家計の状況について	53
(7) 居住環境について	54
(8) 帰国経験について	54
(9) 社会的・文化的背景について.....	55
(10) 中国帰国者1世との関わりについて.....	55
(11) 心情, 老後の不安について	55
6 2008年改正支援法後の現状の中国帰国者に対する施策の人権侵害性 ..	56
(1) 中国帰国者2世に対する人権回復義務	56
(2) 人権侵害性の判断にかかる3つの観点	61
(3) 多文化共生の観点からの人権侵害性（憲法13条・幸福追求権, 国際人 権規約B規約27条, 同規約25条）	62
(4) 基礎的諸条件を完全に補完するという観点からの人権侵害性	67
(5) 家族の保護の観点からの人権侵害性（国際人権規約A規約10条1項, 同B規約23条1項）	73
(6) 中国帰国者2世の年金問題についての平等原則違反（憲法14条1項）	74
7 中国帰国者の現状に関する責任と打開の方策	78
(1) 多文化共生の観点からの施策.....	78
(2) 基礎的諸条件の補完の観点からの施策	79
(3) 家族の保護の観点からの施策.....	80

第1 報告の趣旨

内閣総理大臣、所轄官庁である厚生労働大臣及び衆参両議院議長に対し、別紙記載の通りの勧告をするのが相当である。

なお、本調査報告書において、「中国残留邦人」とは第2次世界大戦のソ連軍参戦以後に開拓団をはじめ中国東北地区に在住していた邦人のうち居住地を追われ避難する中で中国に取り残された邦人、「中国帰国者」とは中国残留邦人やその家族で日本に帰国した者、「中国帰国者1世」とは中国残留邦人で帰国した者、「中国帰国者2世」とは中国残留邦人の2世で帰国した者を指すものとする。

第2 報告の理由

1 九州弁護士会連合会の本件調査の経緯

(1) 調査の経緯

九州弁護士会連合会（以下、「九弁連」という。）は、中国帰国者1世の問題について、2004年7月6日、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に対し、①多文化共生の観点、②基礎的諸条件の補完の観点及び③家族の保護の観点という3つの観点から、具体的な施策を検討実施するよう勧告を行った（別紙1参照）。

その後、全国での集団訴訟の提起等を受けて、政府は、2007年11月28日、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改正法を成立させ（同年12月5日公布、2008年4月1日施行）、老齢基礎年金の満額給付やいわゆる「支援給付」制度を創設する等の施策を実施し、中国帰国者1世の上記①基礎的諸条件のうち生存権の分野や中国の養父母等の上記②家族の保護の観点においては、一定の人権侵害状況の改善を行っている。

しかしながら、中国帰国者1世については、九弁連の勧告した事項が検討実施されていない事項が存在し、また、更なる高齢化に伴い、介護等の福祉

をめぐる問題が生じており、さらに、中国帰国者 1 世の配偶者の問題や中国帰国者 2 世の問題については、上記立法解決時にはいわば積み残しの状態となってしまった。

そして、特に、中国帰国者 2 世の問題については、帰国後の施策の不備、特に年金制度上の不備から、立法解決以前の中国帰国者 1 世が置かれていた状況と同様の状況、すなわち、日本社会から孤立するとともに、経済的に困窮し、多くが生活保護に頼らざるを得ないに陥っていることが強く懸念された。

そこで、九弁連人権擁護委員会では、2011 年 6 月 11 日委員会において、中国帰国者問題についての九弁連勧告後の状況について、小委員会（プロジェクトチーム）を設置し、以下（２）のとおり、調査を進めていたが、2012 年 6 月 23 日委員会において、特に中国残留邦人の 2 世問題にクローズアップしてアンケート調査を実施するなど、職権により調査することを決定し、調査を進めた。

（２）調査の経過

- ①12. 3. 1：木村琴江氏（中国帰国者 1 世，2004 年九弁連勧告時の人権救済申立人）からのヒアリング
- ②12. 4.14：原中誠志氏（福岡県議会議員）からのヒアリング
- ③12. 5.26：名和田澄子氏（元中国残留孤児定着促進センター日本語教師），南誠氏（長崎大学准教授）からのヒアリング
- ④12. 6.23：浅野慎一氏（神戸大学大学院教授，中国残留日本人孤児を支援する兵庫の会代表世話人）からのヒアリング
- ⑤12. 8. 4：中国残留帰国者 2 世数名への試験的アンケート調査（福岡）
- ⑥12.10. 1：日本中国友好協会福岡県連合会からのヒアリング
- ⑦13. 1.27：九弁連主催の面談アンケート調査（福岡）
- ⑧13. 2.23：九弁連主催の面談アンケート調査（長崎）

- ⑨13. 2.24：九弁連主催の面談アンケート調査（鹿児島）
- ⑩13. 3.10：九弁連主催の面談アンケート調査（熊本）
- ⑪13. 4.18, 5.31：九弁連主催の郵送アンケート調査（発送日）
- ⑫13. 8.17：中国「残留孤児」国家賠償訴訟福岡弁護団事務局長椎島敏雅氏からのヒアリング
- ⑬13. 8.21：福岡県福祉労働部保護・援護課からのヒアリング
- ⑭13. 9.10：厚生労働省（社会援護局援護企画課中国残留邦人等支援室）及び九州・沖縄管内の主要自治体への文書照会（発送日）。
- ⑮14. 2. 1：浅野慎一氏からのヒアリング

（３）本報告書の構成

以下、本報告書では、まず、大前提として、中国残留邦人の歴史的経緯、集団訴訟の経過等の中国帰国者１世をめぐる状況を確認した上で（２項）、２００８年改正支援法下での中国帰国者に対する施策の概要、実態、問題点を指摘し（３項）、特に、中国帰国者２世をめぐる状況（４項）と中国帰国者２世に対し九弁連で実施したアンケート調査（５項）において明らかとなった中国帰国者２世の生活実態を踏まえて、現状の人権侵害性（６項）とその責任と打開の方策（７項）について述べる。

２ 中国帰国者１世をめぐる状況

（１）歴史的経緯

ア 中国帰国者１世の発生の経緯

（ア）満州移民政策

戦前、日本政府は、国家施策であった満州移民政策（１９３６年８月２５日、広田内閣「七大重要国策要項決定」第６項で満州への開拓移民を今後２０年間で１００万戸計画と明記）に基づき、１９３２年から１９４５年３月までに日本各地から約２７万人という多くの日本人を中国大陸に開拓民として送り出した（満州を主体とするも内蒙古地方の一部

にも入植したことから「満州開拓」とも「満蒙開拓」ともいう)。

そして、国防的見地から(1937年11月30日、閣議決定「満州に対する青少年移民出に関する件」等)、多くの開拓民をソ満国境に沿った開拓地に配置した。

(イ) 満鮮方面対ソ作成計画要綱

ソ連が、1945年4月5日、日ソ中立条約の不延長を日本政府に通告したことにより、大本営・関東軍は、対ソ戦の現実的危機感を強め、同年5月30日「満鮮方面対ソ作戦計画要綱」を策定し本土防衛のため、朝鮮半島及びこれに近接した満州地域を絶対的防衛地域とし、開拓地のほとんどを含む満州の4分の3を持久戦のための戦場とすることを秘密裏に決定した。

そして、同年7月10日いわゆる「根こそぎ動員」で在満邦人のうち18歳以上45歳以下の男性を一斉召集し、終戦近くには、開拓団には女性、老人、子供のみが残される状況となっていた。

(ウ) 自国民保護の放棄

大本営・関東軍は、これらの情報を開拓民には知らせず、同年8月8日の突然のソ連軍侵攻に開拓民がさらされる中で、同10日「朝鮮は防衛、満州は放棄」との命令を出した。

このため、関東軍はほとんどソ連と戦わないまま開拓民の保護をせずに撤退し、その結果、残された開拓民(老人、女性、子供がほとんど)は、侵攻してきたソ連軍や暴徒と化した一部中国人等による暴行、略奪、虐殺が相次ぎ命を落としたり、ソ連軍の包囲を受けて集団自決して命を落としたり、また、第一線から逃れることができた開拓民も飢餓、疾患、疲労で多くの人々が途上で生き別れ、脱落することとなり、最終的に、集団引揚の場所まで辿り着けず、中国人の養子や妻となった。

応召者を除く開拓民の犠牲者数は7万8450人に達した。それは実に、開拓関係者の3割が死亡するというものであった。

中国残留邦人は、このような混乱の中で奇跡的に生き延び、現地の中国農民らに助けられるなどして中国に残留した人々である。

なお、旧厚生省の定義によると、このうち、敗戦時満13歳未満の子供を「中国残留孤児」と呼んでおり（「中国残留孤児白書」昭62，P17），これとの対比で正式な呼称ではないが、敗戦時満13歳以上のものを「中国残留婦人等」と呼ぶことが多い。

イ 終戦後の状況と帰国の遅延

（ア）中華人民共和国の成立

1949年10月1日に中華人民共和国が成立したが、日本は、これを政府として承認しなかったことから、国交断絶となった。

国交断絶後も、1953年3月から、日本赤十字社等（日本赤十字社、日中友好協会、日本平和連絡会）と中国紅十字会との交渉による後期集団引揚が実施され、終結するまでに3万5000人が帰国した。

但し、当初、この後期集団引揚の対象は、①日本国民、②日本国民に同伴する外国籍の妻、③日本国民たる父または母に同伴する満20歳未満の子で配偶者のないもの、④もと日本の国籍を有したもの（朝鮮人、台湾人を除く）とその同伴する満20歳未満の子で配偶者のないものに限定されており、中国人と結婚した残留婦人が帰国するには離婚しなければならないという制限があり、1956年5月29日に天津協定が締結された際に、残留婦人の帰国（里帰り）制限が緩和された。

ところが、この後期集団引揚も、いわゆる「長崎国旗事件」を背景に、1958年7月に打ち切りとなってしまった。

しかし、当時の中国紅十字会からの日本三団体宛の電報では、残留婦人の日本への里帰りの援助を暫く中止するとしか書いておらず、集団引

揚の終結を意味するものではなかった。

また、1958年10月、中国紅十字会からふたたび中国に居住する日本人の帰国を援助したい旨の北京放送もあったが、日本政府は、そのような動きに対し、一切交渉を再開せず、逆に、国交断絶を理由に中国残留邦人の帰国のための努力を一切行わず、残留邦人を探して欲しいという留守家族からの要請に対しても国交がないとの理由で拒絶したこともしばしばあった。

その間、中国残留邦人は、中国において過酷な生活を強いられることとなった。中国残留孤児についていえば、そのほとんどは中国人の養父母の下で育てられたが、一定の教育を受けた者は少数で、多くの養父母が貧しい生活であったため残留孤児は生活に追われ働きずくめで小学校にも満足に通えなかった人も珍しくない。さらに、残留孤児は、日本軍の侵略行為への憎しみを一身に受け、「小日本鬼子」と呼ばれて幼いころから虐めを受けてきた。

(イ) 戦時死亡宣告

国は、1959年には、中国残留邦人が多数生存していることを知りながら、「未帰還者に関する特別措置法」を公布し、戦時死亡宣告という制度を立法化し、約1万4000名と多くの残留邦人の戸籍を抹消させ、中国残留邦人の生存を前提とする身元調査、所在場所の探索、帰国援助等の政策を一切放棄したため、中国残留邦人の帰国はさらに遅れることとなった。

中国残留邦人は、1966年から始まった文化大革命（～1976年）の際には、日本人というだけで種々の迫害を受けた。この間日本からの帰国の働きかけはなく、中国残留邦人はこのような厳しい状況の中で、懸命に働き中国社会の中に溶け込み家族を築いてきたが、日本への望郷の念と日本での肉親との再会への思いを断ち切ることはできなかった。

(ウ) 日中国交正常化

1972年9月29日の日中共同声明に基づく国交回復は、残留邦人の帰国に希望の光が射したかに見えた。

しかし、その後も、帰国へ向けての日本政府の動きは全くといっていいほどなく、逆に、大部分の中国残留邦人が中国国籍であったという形式的な理由だけで、中国残留邦人を出入国管理及び難民認定法上の外国人として扱い、帰国しようとする場合に、「身元保証人」を要求したため、身元未判明の場合（在日親族がいない場合）や肉親等の協力を得られない場合には、知人やボランティアに「身元保証人」を依頼しなければならず、事実上帰国が不可能であった。

(エ) 訪日調査の始まり

1981年、民間の篤志家たちの献身的な努力により、漸く集団訪日調査（～1999年）が始まり、肉親との再会や帰国が可能となった。

日本政府は、1983年に後述する「中国残留日本人孤児問題懇談会」が「身元未判明孤児」の受け入れに関し、「身元引受人制度」の創設を提案したこと、また、1984年、「中国残留日本人孤児の問題の解決」に関し、日中両政府間で口上書を交換し、「日本への帰国を希望する孤児は、在日親族の有無にかかわらず受け入れること」を確認したことから、1985年、身元保証人に代えて「身元引受人」を創設した。

しかし、「身元引受人」制度では、中国帰国者に、帰国後の定着促進センターへの入所と共に、同センター入所中に斡旋される身元引受人の近隣への定住を義務づけるものであり、日本政府には中国残留邦人の帰国上の支障を取り除こうという姿勢に欠けていたといわざるを得ない。

その後も、国は、中国残留邦人に対する帰国上の支障を取り除こうとしなかったことから、すべての残留孤児が比較的容易な手続きで日本に帰国することができるようになったのは1995年以降のことであった。

(オ) まとめ

中国残留邦人は、2014年3月31日までに、6706人（家族等を含めた総数2万0879人）が永住帰国し、5908人（家族等を含めた総数9896人）が一時帰国した。

なお、永住帰国者のうち残留孤児は2555人（家族等を含めた総数9374人）、残留婦人は4151人（家族等を含めた総数11505人）である。

しかし、以上のような経過から、日本に帰国した中国残留邦人のほとんどは、幼少のころから帰国するまで戦後30年～50年近くにわたり、中国社会において、中国語のみで社会生活を営み、言語はもとより、風俗習慣、ものの考え方に至るまで中国人に近いものが獲得形成されていた。

しかも、中国残留邦人の中には、その置かれた環境の違いによって、幸いにも高等教育を受けることができた者から、不幸にもほとんど初等教育すら満足に受けることができなかった者までが含まれていた。

(2) 国の対応

ア 中国帰国者1世に対する帰国後の施策をめぐる経緯

(ア) 中国残留日本人孤児問題懇談会

日本政府は、集団訪日調査が始まり、社会的関心が高まったことを受けて、漸く残留孤児の帰国後の支援策を検討することとなり、1982年、旧厚生省内に大臣の私的諮問機関である「中国残留日本人孤児問題懇談会（円城寺次郎座長）」を設置した。

そして、1982年及び1985年に中国残留日本人孤児問題懇談会（以下「懇談会」という。）の提言において、終戦前後の混乱の中で幼くして肉親と離別した過去の不幸な戦争の犠牲者であるとの中国残留孤児問題の基本的考え方及び援護施策の方向性が示されたことから、支援策

を講じることとなった。

(イ) 支援法等の立法

1994年（平成6年）、帰国援護の対象となる中国残留法人の範囲、中国残留邦人支援についての国及び地方公共団体の責務、援護施策の基本等を体系化した「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（以下、「支援法」という。）が超党派の議員による議員立法により成立した。

支援法の内容・特色としては、円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする（第1条）とされ、国や地方公共団体の責務として、「永住帰国旅費の支給等」（第6条）、「自立支度金の支給」（第7条）、「生活相談等」（第8条）、「住宅の供給の促進」（第9条）「雇用の機会の確保」（第10条）、「教育の機会の確保」（第11条）、「就籍等の手続に係る便宜の供与」（第12条）、「国民年金の特例」（第13条）、「一時帰国旅費の支給等」（第14条）が規定されていた。

しかし、具体的項目を挙げる第6条以下の規定にあっても、具体的な支給額や施策については政令以下に委任されている。そのため、実際に第1条の目的が達せられているかについては検証が必要であるところ、後述の「中国残留邦人支援に関する検討会」において少なからず問題があるとの報告もなされており、また、全国各地において中国残留邦人国賠訴訟が提起され始め、さらには、国会・政府においても支援法の見直しが論議され始めていた。

なお、支援法を補充するものとして、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」（以下、「施行令」という。）、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」（以下、「規則」という。）及び「厚生省社会・

援護局長通知」(以下、「通達」という。)がある。施行令は、主に国民年金に関する規定であり、保険者期間、追納、支給要件等について細かく定められている。但し、具体的な年金支給金額に関しては、一般の年金法規に委ねられており帰国者に対する特別な手当というものはない。規則や通達には、自立支援に関する具体的かつ詳細な規定ないし運用指針が記載されていた。

(ウ) 厚生省による中国帰国者1世に対する生活実態調査

a 1999年12月1日基準日調査

1999年11月30日までに永住帰国した帰国者本人のうち、定着促進センターに入所中の者及び死亡者を除いた2562人を対象に実施し、回答のあった2225人について取りまとめたものである。

調査項目は大きくわけて12項目あり、各項目をさらに細かいアンケートが用意されている。

b 2003年度調査(2002年1月1日基準日調査)

2001年12月31日までに永住帰国した帰国者本人のうち、定着促進センターに入所中の者及び死亡者を除いた2068人を対象に実施し、回答のあった1725人について取りまとめたものである。

調査項目は大きくわけて12項目あり、前回(1999年)までに調査を行っていなかった内容を中心に実施された。

c 2009年度調査

2008年4月から実施している「新たな支援策」の効果を検証するために、1961年4月1日以降に永住帰国し、2009年10月1日現在、日本に居住する中国残留邦人等(樺太及びロシア本土の残留邦人を含む。)の本人6020人を対象として実施し、回答のあった4377人についてとりまとめたものである。

(エ) 中国残留邦人支援に関する検討会

2000年5月から、帰国者の高齢化や多様化を踏まえた今後の自立支援対策に資するため、関係各方面の有識者から構成された帰国者支援に関する検討会が行われた、同年12月にその検討会の報告書が、厚生労働省援護局長へ提出された。

上記報告書は、①日本語習得について、②就労支援対策について、③高齢化した帰国者への対策について、④ボランティア団体等による支援との連携について、⑤今後の帰国者の推移を踏まえた効果的支援のあり方、といった事項を中心に検討会の意見をまとめたものである。

イ 中国残留邦人に対する帰国後の施策の概要

(ア) 初期の施策（1972年～1984年1月）

- a 上陸時オリエンテーション実施（1972年4月から）
- b 日本語修得のための語学教材（テープレコーダー、カセットテープ等）の支給（1977年度から）
- c 日常生活の指導、日本語修得の援助等を行い、社会生活に早期に適応させるための自立指導員の各家庭等への派遣（同上）
 - 1年目：月7回
 - 2年目：月7回
 - 3年目：月1回
- d 公営住宅への優先入居の措置（1980年度から）
- e 雇用対策法による職業転換給付金制度（訓練手当等の支給）を帰国者等永住帰国者に適用することを労働省が決定（1982年6月）

(イ) 定着促進センターを中核施設とした施策（1984年2月～1988年）

a 定着促進センター

「中国帰国孤児定着促進センター（1994年4月に「中国帰国者定着促進センター」に名称変更）を全国各地に順次開設。中国から永住の

目的を以て日本に帰国した帰国者及びその家族に対して、日本社会への適応を促進するため、日本語教育、生活指導及び生活の世話をを行うために設置。帰国直後の4ヶ月間（2004年6月以降は研修期間を6ヶ月に延長）にわたり入所形式による基礎的日本語教育や基礎的な生活習慣の指導などを行う，としている（なお，開所当時の帰国者の平均年齢は47.1歳）。

（a）日本語指導

社会に出て日常レベルの会話ができるよう，いわゆる生活日本語の習得を指導する。尤も，日本語の指導に当たった「教師」は必ずしも，外国人に対する日本語指導のノウハウを持った者が選任されていたわけではなく，公立学校を定年退職した国語教師が務めているケースもある。

（b）生活指導等

日本社会において日常生活を円滑に営むことができるよう，生活習慣等について基礎的な知識の習得を指導する。また，職業相談，工場見学など自立定着に関し必要な指導・相談を行っている。

（c）カリキュラム

午前3時限（時限の間は10分間の休憩），午後3時限の授業，1時限は50分。昼食及び休憩は1時間20分。1時限から5時限までは「日本語」，6時限目は「生活指導」但し，初期の時点では，「日本語」の授業は，日本語を母国語としない者が外国語として日本語を学ぶ，いわゆる「国語教育」ではなく，日本語を母国語とする者が母国語として学ぶ，いわゆる「国語」教育として行われており，教授法としては，最も効果的と言われている「直接法」（日本語のみを用いて教授する）ではなく「間接法」（日本語と中国語を用いて教授する）が採られており，講師は必ずしも日本語教師養成

講座を経た者が担当していたわけではなかった。

(d) 開設閉所状況

1984年2月 埼玉所沢センター開設

1987年度 北海道、福島、愛知、大阪、福岡（宇美町）に
開設

1991年度 北海道、福島、愛知を閉所

1994年度 所沢センター分室を山形、長野に開設

1995年度 宮城、岐阜、広島に開設

1997年度 山形分室閉所

1998年度 宮城、岐阜、広島を閉所

2001年度 長野分室を閉所

2004年度 福岡（宇美町）を閉所

2008年度 大阪を閉所

現在 埼玉所沢センターの1ヶ所のみ

(e) 出所後の指導として、センターの職員が市町村の生活保護課に引
率し、生活保護の受給手続きをさせていた。

b その他の施策

(a) 帰国者等永住帰国者を雇い入れる事業主に対し、特定休職者雇用
開発助成金を支給（1984年3月）

(b) 帰国後の世帯生活用品の購入資金等として、自立支度金の支給（1
987年度から）

定着促進センターから退所するに際し、一時金として支給。

(ウ) 定着促進センター・自立研修センターを中核施設とした施策（198
8年3月～2001年10月）

a 自立研修センター

中国帰国者の地域社会における定着自立を促進するため、「中国帰

国者自立研修センター」を全国各地に設置し、定着促進センターの研修課程を修了した帰国者がそれぞれの居住地において日本語の指導、生活相談及び就労相談を受けられるように、8ヶ月間にわたり通所形式による日本語の指導、生活相談・指導、就労相談・指導などを行っている。また、帰国後5年以内の者を対象として、日本語の再研修（2年以内の期間）を実施している。この他、就労安定化事業、就職促進オリエンテーション、就籍の相談、子女の修学についての情報の提供など、中国帰国者の定着自立の促進に資する事業を実施する、としている。

（a）日本語補充教育

帰国者が、日常生活のいろいろな場面において、相手の言うことを正しく理解し、また自分の意志を伝えることのできる実効的な日本語能力を習得することができるよう、対人関係、緊急時の対応、日常生活、週刊、社会制度、職業、通信、待遇表現など、個人の日本語修得状況に応じた教育を行う。

（b）日本語の再研修

日本語が十分習得できていない者に対して行う基礎復習コースと、更に、日本語を上達したい者に対して行うレベルアップコースの2コースを設置し、日本語教育の充実を図っている。

（c）社会教育

一般的生活知識を高めるため、年金制度、生活保護制度、住宅制度、食生活改善等の研修を来ない、知識と生活の向上を図った。

（d）生活相談及び指導

研修中の入所性及び修了生がそれぞれ抱えている生活上の悩み、将来の生活設計、家族の呼び寄せ、年金問題、健康管理棟の相談、諸手続の指導等について、関係機関と連携を取りながら実施する。

(e) 開設閉所状況

1988年度（15ヶ所開設）

山形県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，長野県，愛知県，
京都府，大阪府，兵庫県，広島県，高知県，福岡県，長崎県，鹿
児島県

1995年度（5ヶ所開設）

北海道，岩手県，福島県，東京都武蔵野市，静岡県

1999年度（1ヶ所閉所） 高知県

（※自立研修センター閉所県には就労相談員を配置）

2000年度（4ヶ所閉所） 長崎県，岩手県，静岡県，兵庫県

2001年度（1ヶ所閉所）東京武蔵野市

2002年度（2ヶ所閉所）福島県，鹿児島県

2006年度（3ヶ所閉所）埼玉県，愛知県，広島県

2007年度（5ヶ所閉所）山形県，長野県，京都府，福岡県，
北海道

2008年度（2ヶ所閉所）千葉県，神奈川県

2012年度（2ヶ所閉所）東京都，大阪府

現在 全て閉所

b その他の施策

(a) 自立支援通訳派遣事業（1989年度から）

(b) 巡回健康相談事業（同上）

(c) 適応促進対策研修会の実施（1990年度から）

(e) 自立指導強化促進事業の実施（1991年度から）

(f) 就労安定化事業の実施（1992年4月から）

(g) 普及啓発事業の実施（1995年度から）

(h) 民間住宅入居時一部援助金の支給（同上）

(i) 国民年金の特例措置の実施（1996年4月から）

国民年金に関し、特例で保険料の法定免除期間及び追納の制度を定め、更に、保険料の追納に係る資金貸し付けを行う。

(エ) 支援・交流センターを中核施設とした施策（2001年11月～）

a 支援・交流センター

帰国者やその家族の地域社会における定着・自立を中長期的、継続的に支援していくため、2001年11月、国と公益財団法人中国残留孤児援護基金の委託を受けて、「中国帰国者支援・交流センター」を東京と大阪の2ヶ所に開設し、中国帰国者に対し、地方公共団体との連携の下に民間ボランティアや地域住民の協力を得ながら、日本語学習支援、地域支援事業、交流事業、地域生活支援推進事業、生活相談事業、普及啓発事業、情報提供事業（首都圏センター）、自立研修事業などを行っている。

現在、同センターは、全国7ブロック毎に開設されている。

首都圏センター（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野）

北海道センター（北海道全域）

東北センター（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）

東海・北陸センター（富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知）

近畿センター（三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）

中国・四国センター（鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知）

九州センター（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）

b その他の施策

(a) 就労相談員による巡回相談・指導（2003年度から）

(b) 帰国者問題の普及啓発事業、高齢帰国者の引きこもりを防ぐ支援
(同上)

(3) 弁護士会の対応

ア 日本弁護士連合会の対応

(ア) 1984年10月21日「中国残留邦人の帰還に関する決議」(第27回人権擁護大会決議)

1972年(昭和47年)9月29日、日中国交正常化を契機に、再度帰還措置を始めることになり、中国残留邦人問題が顕在化してきたことを受けて、日本弁護士連合会(以下、「日弁連」という。)は第27回人権擁護大会において、国会及び政府に対し、①残留邦人の日本国籍取得手続を速やかに整備し、早期帰還を実現すること、②帰還者とその家族に対しては、自立を促進する特別の生活保障をするなどの特別立法を含む諸措置を速やかに講ずることを要望した。

当該決議の決議提案理由の中には、上記②の具体的な内容について、補足されている。

(i) 帰国より社会に定着するまで、帰還者相互が協力して安住できる受入施設を設置し、定着自立に必要な言語等の基礎知識と就業のための技能取得等の基礎教育を受ける権利を確保すべきであること。

(ii) 就学、就業に際しては、既に中華人民共和国において取得した資格、学業等が尊重し活用されるよう特例を設けるべきであること。

(iii) 定着自立に至るまでの必要な期間、帰還直後の生活条件の特別の困難さに即応した特別の生活保護立法を整備すべきであること。

(イ) 1991年8月9日中国残留婦人人権救済申立事件(要望)

中国残留邦人の帰還措置について、国は、特に残留婦人(第二次大戦敗戦当時満13歳を超えていた残留孤児の範疇に該当しない未帰還者)を、自己の意思により中国に残留したとみなし、彼女らの早期帰還措置

を怠ってきた。また、ボランティアないし自力で帰国しても就籍手続に混乱が生じ、日本人でありながら日本に住めないという結果が生じていた。

また、残留婦人のみならず残留孤児を含めた中国残留邦人の実態調査が遅々として進んでいなかったこと、さらには無事日本に帰還できることになったとしても、配偶者、子らとの同伴が制限され、事実上、帰還が阻まれるという結果も生じていた。

そこで、平成3年8月9日、内閣総理大臣（当時、海部俊樹）宛に、日弁連会長名で、特に早期帰還措置を怠っていた「残留婦人」の帰国問題を解決すること、残留孤児の定住帰国時の同伴家族について満20歳以下及び未婚であることを必要とする制限を撤廃することなどについて、5項目の緊急措置を採るよう要望した。

（ウ）2004年3月24日中国残留邦人・中国帰国者問題人権救済申立事件（勧告）

多くの中国在留邦人の帰国の実現が進まない現状や、中国残留邦人のうち永住帰国したものに対する諸施策が不十分なため、これらの者の人権を侵害しているとして、衆参両院、政府などに対し、帰国促進策の徹底、戸籍回復や国籍取得措置、教育支援や生活支援策の実施等を勧告した。

イ 九弁連の対応

（ア）2003年10月31日九弁連大会決議

2002年11月5日、中国帰国者1世73名が、「普通の日本の市民として生きていく権利の保障」を求め、当委員会に人権救済申立を行ったことから、調査を開始するとともに、2003年10月31日、「中国帰国者に関する実効性のある施策を求める決議」を採択した。

（イ）公開アンケート調査の概要

九弁連では、2003年10月から2004年6月にかけて、政府による実態調査では不十分と考え、独自の実態調査を行うために、公開アンケート調査を九州各県で順次実施することとし、172名（福岡86名、熊本17名、佐賀7名、大分4名、長崎24名、宮崎5名、鹿児島19名、沖縄10名）の帰国者1世から回答を得た。

公開アンケート調査からは以下のような実態が明らかとなった。

帰国した年は、全体の87.21%は、定着促進センターが設置された1984年以降であった。

日本の学校教育は82%の帰国者が受けておらず、日本語修得の機会としては、多くの帰国者が定着促進センター、自立研修センター、日本語教材を「大変役に立った」、「少しは役に立った」と評価するものの、日本語の理解力をみると、「あいさつ程度」が全体の42.44%、「ほとんどできない」が全体の19.77%と、半数以上が未修得の程度にとどまっており、日常生活に必要不可欠な場面や日本人とのコミュニケーションなどにおいて困難を極めている帰国者1世の実態が明らかとなった。

帰国者1世の81.98%が中国で仕事に従事していたと回答していますが、帰国後仕事に就いたと回答した者は54.65%しかおらず、職種も清掃業や縫製業、皿洗いなどの単純労働が目立つものであった。

帰国者1世は、帰国後95.93%の人が生活保護を受給した経験があり、受給期間は5年以上が半数近く（48.48%）を占めており、帰国者の経済生活は生活保護を受けることで成り立っているということが浮き彫りとなった。

生活保護制度に対しても否定的な意見が多く、その理由については、「保護費が少なく、安心して老後が送れない」（71.16%）、「中国の養父母を訪ねることができない」（41.86%）、「屈辱的な気分になる」

(32.56%)などの回答が多くなっていた。

国民年金を受給している者は全体の36.63%にとどまっており、その中でもほとんどの者が、国庫負担分(満額の3分の1)の金額しか受給できていなかった。

(ウ) 2004年7月6日人権救済申立事件(勧告)

九弁連では、公開アンケート調査と平行して、帰国者1世問題に取り組んできた新聞記者、中国帰国者問題同友会、福岡中国帰国者自立研修センター、同定着促進センター、厚生労働省援護局中国孤児等対策室、九州日本語教育連絡協議会、近畿中国帰国者支援・交流センターなどの関係者や関係施設からヒアリング調査を実施し、これらの調査結果を取りまとめ、2004年7月6日、国に対し、帰国者1世の人権回復のため多文化共生の観点からの施策、基礎的諸条件の補完の観点からの施策、家族の保護の観点からの施策という3つの施策を最低限のものとして検討実施するように勧告した。

なお、上記勧告の具体的な内容(主文)は、別紙1のとおりである。

(4) 集団訴訟(国家賠償請求訴訟)

ア 集団訴訟提起の状況

2001年12月7日、東京地裁に、帰国者1世の4名(残留婦人)が国を相手に国家賠償請求訴訟を提起した。

そして、2002年12月20日、同じく東京地裁に、残留孤児の中国帰国者1世40名が一次提訴、589名が二次提訴という形で国賠請求訴訟を提起した。

この集団訴訟を皮切りに、全国各地(鹿児島、名古屋、京都、広島、徳島、高知、札幌、大阪、岡山、神戸、長野、福岡、仙台、さいたま、山形)でも集団訴訟が提起され、全国15地裁に係属し、原告数も2000名を超えた。

なお、九州では、九弁連の調査、勧告をきっかけとして、すでに提訴をしていた鹿児島を除く九州在住の帰国者1世を対象に、2004年12月8日に32名の原告による第1次提訴、2006年11月の第5次提訴まで合計137名の原告団（福岡81名、長崎25名、熊本9名、大分8名、佐賀4名、宮崎8名のほか、九州以外では山口から2名参加）を形成した。

イ 判決の状況

集団訴訟では、①早期帰国実現義務違反（旧満州に居住した民間人を置き去りにし、長期間放置するとともに、日中国交正常化後も速やかに帰国支援策をとることを怠った。）、②帰国妨害違反（帰国する際、入管法上の身元保証人を要求する等、帰国妨害を行った。）、③自立支援義務違反（帰国後、現在に至るまで十分な定着及び自立支援措置の実行を怠った。）の有無が主たる争点であった。

2005年7月6日の大阪地裁判決を皮切りに、合計8地裁で判決が言渡され、中でも2006年12月1日の神戸地裁判決は、国の自立支援義務の存在及び義務違反を認めた一部認容の勝訴判決であり、国の政策転換へ大きな足がかりとなった。

ウ 2008年の立法解決に至る経過

国民の支持を受けた全国的な運動の広がりにより、2007年1月31日、安倍晋三総理大臣が全国の原告代表7名と官邸で面談をし「夏までに新たな支援策を策定する」ことを約束した。

その後、政府与党PT、厚生労働省、全国の原告団、弁護団連絡会との政策協議を経て、最終的に、2007年7月9日、①国民年金の満額支給（納付に必要な一時金の支給）と②これを補完する支援給付制度での合意が図られ、同年11月28日、改正支援法として成立し、同年12月5日に公布され、立法解決がなされた。

3 2008年改正支援法下における中国帰国者に対する施策の概要、実態、問

題点

(1) 2008年改正支援法下における施策の概要と実態

ア 国民年金について（中国帰国者2世は対象となっていない）

（ア）そもそもの問題点

社会保険制度に基づく老齢基礎年金は、免除期間を含めて25年以上（受給資格期間）納付した人に対して、原則として65歳から支給されるものである。

しかし、中国帰国者1世は生涯の多くの時間を中国で過ごさざるをえなかったため、その期間は保険料を納めておらず給付条件を満たすことが不可能であった。

そのため、加入期間が短く年金を受給できなかったり、年金額が低額になってしまったりして、多くの中国帰国者1世が生活に困窮するという問題が生じていた。

（イ）平成8年（1996年）の特例措置～同年4月1日から

このように、国家政策の犠牲により、日本国内で暮らし得なかったにもかかわらず、そのために多くの中国帰国者1世が年金受給資格を取得できず、困窮を強いられることは不合理であるとの指摘から、平成8年に成立した「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に対する法律」（平成6年法律第30号）において、中国帰国者1世については①保険料免除期間（老齢基礎年金の受給資格期間としては計算されるものの、年金額を計算する際は国庫負担に相当する部分しか考慮されない期間）を設け、②保険料の追納を認めるという措置がとられることになった。

具体的には、まず上記①保険料の免除期間については、法律上の要件に該当する「中国残留邦人等」（（i）明治44（1911）年4月2日以後に生まれた者であり、（ii）永住帰国した日から引き続き1年以

上本邦に住所を有する者。なお、支援法上、「中国残留邦人等」は次のように定義されている。Ⅰ 昭和20（1945）年8月9日以後本邦に引き上げることなく、同年9月2日以前から引き続き中国に居住している人 Ⅱ アの人を両親として昭和20（1945）年9月3日以後中国で出生し、引き続き中国に居住している人。なお、「中国残留邦人等」の国籍は、日本国籍を有していた人が、婚姻、養子縁組、帰化等の理由により中国籍を取得している場合があり、日本国籍を有していない期間は、この特例措置の対象とならない。）に対し、国民年金が創設された昭和36（1961）年4月1日から初めて永住帰国した日の前日までの期間（20歳以上60歳未満の期間に限る。）は保険料免除期間とみなされ、かつ、同期間に満額の3分の1の老齢基礎年金（22,002円）が保障されることとなった。

次に、上記②保険料の追納を認めるという措置については、保険料免除期間とみなされた期間について保険料の追納ができることとなったものであり、通常は追納できる期間は最大10年だが、中国残留邦人の場合は昭和36（1961）年4月1日から永住帰国した日の前日までの期間追納が可能となった。したがって、保険料を追納すれば、この期間について完全に年金額に反映されることになった。

しかし、残る3分の2の部分については、満額の老齢基礎年金を得るためには、その期間について保険料を追納しなければならず、更に保険料40年分に相当する満額の老齢基礎年金を得るためには、帰国後の期間についても保険料を納付する必要があった。

この追納期限については永住帰国後1年を経過した日から5年以内、施行日（平成8年4月1日）の前日において既に永住帰国した日から1年を経過している人については、追納期間は平成8年4月1日から平成13年3月31日までと定められていたため、現に経済的に困窮してい

る多くの中国帰国者1世にとってはその条件を追納することは容易ではなく、また満額の老齢基礎年金が受給できたとしてもその金額だけで生活を維持していくことは容易な事ではなかった。結局平成8年からのこの制度によっては、中国帰国者1世の老後の生活の十分な支援は達成されなかった。

まして、この特例措置は中国帰国者1世のみを対象としており、中国帰国者2世に対する手当は何らなされなかった。

(ウ) 老齢基礎年金の満額支給（平成20年（2008年）の特例措置）

このような点も含め、前述のとおり、2002年より全国で国家賠償請求訴訟が提起され、平成8年の特例措置の不十分性が問題になった。

そこで、2007年11月、支援法が改正、同年12月に公布され、上記の問題点について解消措置がとられることとなった。

まず、年金の追納が困難との問題については、2008年より、国が法の要件に該当する「中国残留邦人等」（（i）明治44（1911）年4月2日から昭和21（1946）年12月31日までに生まれた者であり、（ii）永住帰国した日から引き続き1年以上日本国内に住所のある者であり、（iii）昭和36（1961）年4月1日以後に初めて永住帰国した者。なお、昭和22（1947）年1月1日以後に生まれた者でも、平成21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の者が対象となる場合がある。）に国民年金の保険料相当額の一時金を支給し、その中から未拠出分の保険料を国が残留邦人等にな変わって追納し、満額の老齢基礎年金が受給できるようにする制度がスタートした。

既に保険料を拠出している場合は、その分は一時金として「中国残留邦人等」に支払われることとなった。

この満額の老齢基礎年金等を受給するには申請が必要であり、申請の受付期間は、要件に当てはまってから５年間とされたため５年を過ぎると申請ができなくなってしまう。

また、この制度の対象も中国帰国者１世であり、中国帰国者２世は対象とされておらず、中国帰国者２世に対する手当は一切なされなかった（特に、残留婦人の２世は、残留孤児の１世と同年齢であるにもかかわらず、前述した支援法上の「中国残留邦人」の定義には、前記□のとおり、残留婦人の２世が含まれていないため、新たな支援策は受けられていない）。

（エ）合算対象期間（カラ期間）の適用の有無について

なお、前述のとおり、中国帰国者２世は、平成８年からの年金の保険料免除期間、追納の特例措置及び２００８年からの老齢基礎年金の満額支給のいずれの対象にも入っていないが、年金の合意対象期間（カラ期間）の適用も受けられない。

すなわち、老齢基礎年金を受け取るためには、年金保険料を納付したか、あるいは免除等（学生納付特例を含む）の適用を受けた期間（「受給資格期間」と呼ぶ）が、原則として２５年（＝３００か月）以上である必要がある（連続しておらず通算でも可）。

現在の年金制度では、日本に住所がある２０歳以上６０歳未満の者は全員、いずれかの年金に加入しなければならないが、以前は、国民年金制度の適用外とされたり（在日コリアン等）、適用はあっても加入は任意とされていたり（学生やサラリーマンの妻）する者が存在していた。

それに該当する期間は、老齢基礎年金の額には反映しないが、年金を受け取るための期間には算入できることとされている。このことを「合算対象期間」と呼び「カラ期間」と通称される。

カラ期間としては「昭和３６年４月から昭和５６年１２月までの期間

で、20歳以上60歳未満だった外国人が、日本国内に住んでいた期間（現在、日本に帰化しているか永住許可を得ている場合に限る。）」「昭和36年4月から昭和61年3月までの期間で、20歳以上60歳未満だった日本人が、海外に住んでいた期間」「昭和61年4月以降20歳以上60歳未満の日本人が海外に住んでいた期間。」などがあるとされているが、中国帰国者2世の多く帰国時期が1980年代以降であること、中国帰国者2世で中国にいた当時、日本国籍だった者はほとんどいないと考えられることからすれば、中国帰国者2世でカラ期間適用の対象となる人が存在するとは考えにくい。平成8年の特例措置も永住帰国前に日本国籍でなければならないとされていることを合わせ考えると、その対象となる中国帰国者2世はほとんどいないと言って良い。なお、厚労省援護局援護企画課中国残留邦人等支援室も「カラ期間の対象となる2世の把握はしていない」と回答している。

イ 支援給付について（中国帰国者2世は対象とされていない）

（ア）「支援給付」本体

老齢年金の満額受給があつたとしても生活維持は困難であるため、2008年の改正支援法においては、老齢基礎年金の満額支給による対応を補完する生活支援として、老齢基礎年金の満額支給の対象となる中国残留邦人等と、その配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者に対し、従来の生活保護に代えて生活支援給付等（生活費、住宅費、医療費、介護費用等が必要な場合に生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付等が支給される）が支給されることとなった。

この場合、満額の老齢基礎年金やその他の収入の一定割合について、収入認定を行わないことにより、その分、従来の生活保護よりも給付額が増加する（但し、給付額は住んでいる地域及び世帯の状況等により異なる）。

しかし、この支援給付の対象にも、中国帰国者2世（残留婦人の2世も含めて）は入っていない。

（イ）「支援・相談員」制度

また、支援給付に関する運用上の配慮として、支援給付の実施機関に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる「支援・相談員」を配置し支援するという制度が新たに設けられた。

支援・相談員は、支援給付事務を行う職員と連携して相談や聞き取りを行う、単独必要に応じて職員と同行し、支援給付受給者の家庭訪問を行い、家庭訪問を通じて、残留邦人等の日常抱えている問題点を踏まえ、残留邦人等に最も適した生活プログラムによる支援メニューを提案する、その他、日常の生活相談等を行うものとされている。

なお、支援・相談員は、後述する自立指導員・自立支援通訳を兼務することができると言われていたが、2009年度からは実態にあわせて三者の融合が図られ、医療機関に同行して通訳を行うことや、非支援給付受給者の日常相談に応じることも、支援・相談員の業務内容とされた。

言葉の問題や生活習慣等の違いなどから、日常生活上の様々な困難を抱えている者に対し、日常生活上の相談や助言、公的機関等のサービス利用時の通訳の派遣、中国帰国者2・3世への就労相談、医療職生活等の健康相談等の支援を行う。

ウ 地域生活支援事業（利用できる中国帰国者2，3世は限定される）

（ア）制度の概要

2007年の支援法改正の際、与党PT支援策が「中国残留邦人の支援のために必要な日本語教育、2世、3世の就労支援、住宅対策等についてもこれまでの政策の視点を抜本的に改め、地域で普通の暮らしを送ることができるようにするという地域福祉の視点に立って、自立支援の観点から積極的に取り組む」の具体策として「（1）地域における日本

語習得支援，地域で生き生きと暮らすための仕組みづくり（２）病院への入院や通院，介護施設等の利用の際の通訳派遣」としていたものについて実施主体を都道府県，市区町村の施策として具体化された。

この地域生活支援事業は，原則として，市区町村が実施するが，中国帰国者の世帯数が少ないなど単独で実施困難な場合には，複数の市区町村が構成員として参加する「支援連絡会」を都道府県に設置し，都道府県が実施主体となる。実施主体の申請により国が事業費を１００％補助する。

（イ）対象者の限定（利用できる中国帰国者２，３世は限定される）

ただ，この地域生活支援事業の支援対象者は，永住帰国援護の対象者と同範囲である。

具体的には，

- ① 「中国残留邦人等」本人（１世）
- ② １世の配偶者
- ③ ２０歳未満の実子（２世，配偶者のないものに限る）
- ④ 身体等に傷害のある実子（２世，配偶者のないものに限る。）で扶養を受けているもの
- ⑤ 本人が５５歳以上，または身体に障害がある場合で，自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため生活を共にするとして，中国残留邦人等から申出のあった成年の子１世帯（２世・３世）
- ⑥ その他上記に準ずると認められる者（養父母等）

（平成２５年度，中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議資料参照，厚労省援護局援護企画課中国残留邦人等支援室）

である。（但し，前記支援・相談員制度の支援対象者は支援給付を受給する「中国残留邦人等」本人と配偶者のみである。）

したがって，中国帰国者２，３世のうちこの支援対象者となる者は限

定されている。

(ウ) 事業内容

a 自立支援通訳等派遣事業

「中国残留邦人等」の日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び健康相談等を行う異で、地域で安心した生活が送れるよう支援を行う。

(a) 自立支援通訳派遣事業

医療や健康相談を受ける際、公的機関から援助を受ける際などに通訳が必要な場面に同行して通訳業務を行う。

(b) 自立指導員派遣事業

日常生活での諸問題に関する相談、指導や関係行政機関への連絡を行う。

(c) 就労相談員派遣事業

就労に向けた相談、指導や就労後の離職を防止するための指導に加え、就労受け入れ企業の開拓等を行う。

(d) 巡回健康相談の実施

地域巡回、戸別訪問で、医療、保健衛生等の観点から必要な助言を行う。

b 地域における支援ネットワーク事業

地域での多様なネットワークを活用し、「中国残留邦人等」が地域の日本語教室や交流事業などに気軽に参加できる仕組みをつくり社会的自立を促す。

(a) 地域住民に対する広報活動事業

地域住民に対して中国残留邦人等が置かれた立場や状況に理解を求める又は職場での受入れを求めるなどの説明会や催し等の広報活動の実施に必要な経費を支援する

(b) 支援リーダーの配置

地域での交流事業等に気軽に参加できるよう地域住民と中国残留邦人等との調整を行う者（支援リーダー）の活動費を支援する。

(c) 地域で実施する日本語交流事業への支援

自治体等が実施する日本語交流事業に要する経費を支援する。

(d) 関係職員等研修・啓発事業

実施主体職員等の資質向上を目的とした研修会等の開催に必要な経費や各種研修会への参加を支援する。

c 身近な地域での日本語教育支援事業

「中国残留邦人等」が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う。

(a) 日本語教室の開催に必要な経費の支援

実施主体がボランティア団体等を活用して、地域に日本語教室を開講するための経費を支援する。

(b) 民間日本語学校利用時の受講料等支援

地域の民間（有償）日本語学校を受講するための経費を支援する。

エ 2世・3世に対する就労支援

前記支援法改正時の与党PTの支援策を具体化するものとして、以下の制度が設けられているが、後述するように、これらの施策は実効的に機能していないため、中国「残留孤児」国家賠償原告団、弁護団全国連絡会からは、就労支援を含め2世、3世に対する支援を拡充すべきとの要望が出されている。

(ア) 中国帰国者等に対する職業相談・職業紹介、職業訓練等

公共職業安定所が関係機関と連携しつつ、中国帰国者等の特性に応じた、例えば製造業、旅行会社、通訳、ホテル、レストランなど中国語を活かせる求人を開拓し、就職を促進する。

a 生活支援と連動した職業相談

中国帰国者定着促進センター・中国帰国者支援・交流センターにおいて、中国帰国者等に対して、生活支援と連動した職業相談を行うとともに、公共職業安定所がこれと連携した職業紹介を行う。

b 生活保護受給者等就労自立促進事業の活用

生活保護受給者であって就労による自立を目指す中国帰国者等に対し、福祉事務所等と公共職業安定所が連携し、「就労支援チーム」を更生し、個別の面接を行う等により本人の希望、能力及び適性等を勘案し、就職支援メニューを選定の上支援を行う。

c 中国帰国者等に対する職業訓練

・委託訓練の実施

中国帰国者等を含め、公共職業安定所所長の斡旋を受けた者に対し、貿易実務、旅行管理技能、パソコン実務、レストランサービス技能などの委託訓練を行う。

・公共職業訓練受講中の訓練手当の支給

公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受ける中国帰国者等であって、雇用保険法による求職者給付の支給対象とならず、本邦に永住帰国した日から10年を超過していない者に対して、職業訓練受講期間中において「訓練手当」（月額12～13万円を支給する）

(イ) 中国帰国者等の雇用助成

a トライアル雇用助成

中国帰国者等を、一定期間試行的に雇用する事業主に対して、試行雇用奨励金（月4万円×3ヵ月）を支給することにより、中国帰国者等の職場への適応を促すと共に、常用雇用への円滑な移行を推進する。

b 雇い入れ助成（特定求職者雇用開発助成金）

公共職業安定所等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金助成（中小企業・大企業の別、所定労働時間の別により30万～90万円）を行う。

（2）厚生労働省による2009年度調査における新たな支援策の評価

ア 厚生労働省は、2008年4月から実施している新たな支援策の効果の検証のため、平成21年11月10日から平成22年2月12日にかけて帰国者に対するアンケート結果（調査対象6020人、回答者4337人）を行い、その結果を「平成21年度中国残留邦人等実態調査結果報告書」として発表している（厚労省ホームページ）。

イ これによると、「新たな支援策」の満足度は「満足」「やや満足」と回答した帰国者が74.9%となっている。また「新たな支援策」の実施により、具体的に良くなったと思う点は「収入が増えた」が57.5%で最も多く、「気持ちのゆとりが増えた」が33.8%、「役所・福祉事務所の対応が良くなった」が31.8%と続いているとのことである。

ウ 年金の状況については、公的年金を受給していると回答した帰国者は85.5%で、前回調査（52.4%）より33.1ポイント増えている。年間の年金受領額も「60万円以上」が67.6%と、前回調査（23.7%）より43.9ポイント増えている。受給者の割合、受給額とも大幅に増えており「満額の老齢基礎年金の支給」の効果であると思われるとのことである。

なお、65歳以上で公的年金を受給していないと回答した帰国者は5.3%であり、「満額の老齢基礎年金の支給」のための申請を行っていない者や公的年金の裁定請求手続き中のため調査基準日時点で公的年金を受給していない者であると思われる。このため地方自治体や日本年金機構と連

携して、速やかに受給開始できるように支援するとしている。

エ 支援給付の状況については「支援給付を受給している」と回答した帰国者は60.5%で一方生活保護を受給している」と回答した帰国者は0.5%で前回調査（58.0%）より大幅に減っており、ほぼ全ての生活保護受給者が支援給付に移行したと思われるとのことであった。

オ 同報告書は調査の結果、①年金受給者及び受給額の増加②ほぼ全ての生活保護受給者が「支援給付」へ移行③約8割の帰国者が帰国して「良かった」、「まあ良かった」と回答するなど「新たな支援策」について、「一定の効果があがっていると思われる」と結論づけられている。

（3）2008年の改正支援法施行後も残された主な問題点

ア 中国帰国者1世の「配偶者問題」

中国帰国者1世の高齢化が進む今日、現在の制度では、支援給付を受給している孤児が死亡した場合、配偶者は継続して支援給付は受けられるものの（支援法14条3項）、孤児が受給していた満額の国民年金6万6000円がなくなってしまい、3割収入認定除外されていた厚生年金等も打ち切られるため、配偶者への給付は生活保護の単身世帯とほぼ同様の水準となってしまうが、これは長い間孤児を支え、苦勞を共にした配偶者にあまりに酷ではないかと指摘され、改正を求める運動が続けられてきた。

これを受け、平成25年12月6日、中国帰国者支援法の改正法が衆議院本会議で可決され、平成26年10月1日から残留孤児が日本に永住帰国する前から（帰国後の配偶者は含まない）婚姻関係にあった人を対象として、新たに配偶者支援金が創設され、月額約6万6000円の老齢基礎年金の3分の2にあたる約4万4000円が支給されることとなり、満額支給ではない点で十分とはいえないものの、一定の改善は見られることとなった。

イ 中国帰国者1世の更なる高齢化に伴う問題

中国帰国者 1 世の平均年齢は、前述の厚生労働省の 2009 年度の全国調査の時点で 71.6 歳であったことからすれば、それから 5 年経過した現時点では 75 歳を超えていることになる。

高齢化に伴い、施設での生活や介護を要するケースが増加しているが、中国語が通じず、また中国の食事や生活習慣を理解しない施設では、孤独で不安を強いられているケースがある。

そのため、中国残留邦人問題に理解があり、職員や入所者と中国語で話ができる施設（老人ホーム）に入所したいとの要求は年々高まっている。事は通訳の派遣だけでは足りない状況との指摘もある。

厚労省の委託を受け、財団法人中国残留孤児援護基金が残留邦人の要介護支援の調査研究を進めているが、政策としてはまだ実現しおらず、今後と課題とされているが、高齢化は待ったなしの状況であり、早急な対応が望まれている。

ウ 中国帰国者「2 世問題」

上記の通り、中国帰国者 2 世に対しては支援給付、年金給付特例の適用のいずれもなされていない。

このうち年金の点については、改正支援法が施行された 2008 年以前より NPO 中国帰国者の会などから対象の拡大を求める意見が出されており、また、2009 年 11 月 4 日には、福岡県内在住の中国残留孤児たちでつくる「中国残留邦人 2 世の会」が残留孤児同様の年金制度の適用などを 2 世にも求める嘆願書を福岡県に提出するなど、年金制度の拡充を求める運動が続けられている。

ただ、中国帰国者 2 世への支援の点について国は、この度当会が行った照会に対し、「支援法においては、今次の大戦に起因して生じた混乱等により中国等に残留を余儀なくされた中国残留邦人等の特別な事情に鑑み、ご本人への一時金の支給やご本人とその配偶者に対する支援給付の支給等

の経済的支援を行うこととしているものであり、同様の事情にない2世の方に対して経済的支援を行うことは困難です。なお、中国残留邦人本人と2世の関係を踏まえ、中国帰国者支援・交流センター及び各自治体での日本語教育など可能な範囲で2世の方への支援を行っていきたいと考えています」と、中国帰国者2世を対象とした直接的な経済的措置をする意向がないことを言明している。

エ 同居の中国帰国者2世の収入認定

支援給付は孤児本人や同居する中国帰国者2世に一定基準以上の収入があれば、収入認定され受給できなくなる場合がある。

そのため、高齢で生活に中国帰国者2世の介護・援護を必要としながらも、別居を余儀なくされている者は少なくない。

2009年6月、同居する中国帰国者2世の収入認定基準を緩和する省令改正（平成21年省令115号）が行われているものの、収入認定自体をしないで欲しいとの声が挙げられている。

オ 支援給付受給者の訪中期間の制限

「支援給付を受けている者に対する海外渡航の取扱いについて」（平成22年6月1日社援企発0601第1号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）においては、支援給付金を受けている帰国者は、原則2ヵ月程度しか中国に帰国ができないとされている。また、訪中する際、書面または電話連絡で市役所に渡航目的・期間・渡航中の連絡先等を届け出なければならない。

そして、「やむをえない事情」がないまま、2ヵ月程度を越えてしまうと、支援給付金は減額されたり、廃止されたりしてしまう可能性がある。

そのため中国帰国者の多くは、「もっと長期間中国に滞在させて欲しい」「家族とゆっくり会いたい」と願い、2ヵ月程度の期限は短すぎるとの声が挙げられている。

4 中国帰国者2世をめぐる状況

(1) 中国帰国者2世の発生の経緯

日本政府による大陸への置き去り及び長期間の帰国の放置という事情から、中国帰国者1世の多くは、中国において結婚し、子(2世)をもうけている。その結果、中国帰国者1世は、日中両国に2つの家族を持つに至った。

そのため、中国残留邦人が日本に帰国するに際しては、中国の配偶者や子(2世)等も一緒に日本に連れてきたり、自身の帰国後に、後から配偶者や子(2世)等を日本に呼び寄せたりするというケースが多くみられた。

特に、子(2世)については、私費で日本に来日した者も多く、特に20歳以上あるいは既婚の子(2世)については、国が原則として国費による帰国を認めなかったため、これら中国帰国者2世の帰国はすべて私費による帰国である。

(2) 中国帰国者2世に対する国の対応

ア 中国帰国者1世の帰国の遅延がそのまま中国帰国者2世に反映

国は、敗戦前後に中国東北部の居留民を見捨て、引揚事業の速やかな開始を怠り、1949年の中華人民共和国成立後においては、対中国敵視政策のもと引揚事業そのものを中断した。さらに、政府は1959年戦時死亡宣告制度を立法化して帰国者約1万4000名の戸籍を抹消し、中国残留邦人の帰国のためあらゆる努力を尽くすべきという国家としての基本的責務を完全に放棄した。

1972年の日中国交回復後も、帰国へ向けての国の動きは全くと言っていいほどなく、民間の篤志家たちの献身的な努力により漸く1981年に訪日調査が始まり、肉親との再会や帰国が可能となるまで戦後30年～50年余にわたり、中国社会において生活を営まざるをえなかった。

その結果、日本への帰国の道が閉ざされた中国残留邦人は、中国において、中国人と結婚し家庭を築き、子をもうけた。

また、中国残留邦人は、中国での生活が長くなる中で、中国残留邦人は、中国語を話し、中国の文化の中で中国人として生活していかなければならなかった。

そして、このような中国残留邦人の帰国の遅延は、中国残留邦人の子（2世）にも反映されることとなり、2世は、生まれた時から中国の文化の中で中国語を話し、成長してからも、中国で職を得て生活することとなった。

イ 帰国事業が始まった以降も、20歳以上・既婚の2世の国費帰国を認めなかったこと

日弁連をはじめとする人権擁護団体は、希望する中国残留邦人の日本への帰還の早期実現を求めてきた（前記日弁連1984年10月21日「中国残留邦人の帰還に関する決議」（第27回人権擁護大会決議）参照）。

特に、前記中国残留婦人人権救済申立事件における「要望（1991年8月9日内閣総理大臣宛要望）」においては、「残留孤児が定住帰国するにあたって同伴する家族について、満20才以下及び未婚であることを必要とする制限を直ちに撤廃し、この要件の為に既に同伴帰国が認められずに別離した家族の入国を認め、これを国費で援助すること」として、中国残留邦人の同伴帰国者の制限の撤廃を求めてきた。

この点、同事件の「調査報告書（1991年6月13日理事会承認）」においては、「残留孤児の同伴帰国家族についての20才以下という制限については、本来残留孤児は、物心ついて以来帰国を希望するのみならず、その実現まで言語に絶する苦しみを経てきたものであって、遅々として進まない帰国対策のため子どもが成人に達し、或いは結婚するに至ったのである。すべて日中両国の国交回復と両国関係の改善並びにこれによって進展したであろう一日も早い帰国を渴望している者ばかりであるにもかかわらず、これを放置し続け、ようやく対応しはじめても、速やかな対策を持たずに待たせ続けてきた日本国政府の政策の結果であって、その責任はすべ

てこれ日本国政府にあり、彼らの責めに帰すべきものは何物もない。日本国政府は、自らが対策に年月を途過し、その責任を顧みることもなく、これがために待たされ続けている残留孤児家族に対して、家族揃っての帰国を認めないとは議論の外である。いかに政府が残留邦人の人権を無視し、その帰国のための国費を惜しみ、同胞を迎え入れる労を惜しんできたか、凡そ世界の歴史に前例を見ない残酷・非常な本質を如実に表しているものである。速やかにかかる制限を撤廃しなければならない。」と厳しく指摘されているところである。

しかし、国は、中国残留邦人の帰国事業を始めた後も、日弁連などの意見を無視して、20歳以上の2世、既婚の2世については原則として国費による帰国を認めなかった（支援法施行規則10条）。

この点、別紙2のとおり、厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室は、当連合会の照会に対し、「本施行規則は中国残留邦人等が永住帰国するにあたり、中国残留邦人等又は配偶者の扶養対象となる親族がいる場合に当該親族の旅費の支給を行うこと及び中国残留邦人等が障害を有する場合や中国残留邦人等が高齢の場合に本人、配偶者のみでは帰国後に安定した生活を営むことが困難なので、中国残留邦人等を本邦で扶養する親族に旅費の支給を行うこととしたもの」と回答する。

しかし、同施行規則では、20歳以上あるいは既婚の2世で国費帰国が認められる場合を極めて限定しているため、結果的に、残留邦人及び2世を含む家族の帰国が大幅に制限される事態を招くこととなった。

20歳以上あるいは既婚の2世の多くが自費帰国を余儀なくされたところ、自費で帰国できるだけの経済的余裕がない者も多く、結果的に彼らの帰国が遅延する結果に至った。

さらには、私費帰国者は、国の帰国者支援施策の対象外であったため、仮に帰国できたとしても定着促進センターには入所できず、自立指導員の

指導・援助を受けることもできなかった。そのため、たとえ帰国のための費用が工面できたとしても帰国することを躊躇せざるを得ず、このことも2世の帰国を遅延させる要因の一つとなった。

ウ 帰国後の施策の不備（特に、私費帰国の中国帰国者2世への公的支援の不備）

以上のような20歳未満・未婚という国の同伴帰国に対する制限があった結果、中国残留邦人の2世のうち国費帰国対象となるのは同伴家族1世帯という結果になり、中国残留邦人が日本定住後に家族を呼び寄せる場合、自費（私費）で帰国をしなければならなかった。

さらに、このような私費同伴帰国や私費呼び寄せ帰国の中国帰国者2世は、帰国後、国費帰国者が受けることができる中国帰国者定着促進センターでの日本語教育や就労支援等（その支援さえ十分であったとはいえないが）、必要な公的支援すら受けることができなかった。

そのため、国費同伴家族以外の多くの中国帰国者2世、3世は帰国及びその後の生活において中国帰国者に対する公的支援の枠外に置かれたのである。

（3）国が正確な人数や生活実態を把握していないこと

仮に、このように中国帰国者1世が国費・私費同伴帰国した子（2世）や私費呼び寄せした子（2世）が、少なく見積もって、残留孤児に平均して3人程度、残留婦人に平均して4人程度いたと仮定した場合、前述の残留孤児の永住帰国者数（2555人）と残留婦人の永住帰国者数（4151人）から、最低でも全国に2万4000人程度がいることとなる。

しかし、国は、中国帰国者2世の数や生活実態を正確に把握しておらず、多くの自治体においても、国と同様の状況にある。

（4）中国帰国者2世に対する施策の概要、実態、問題点

ア 国のこれまでの中国帰国者2世に対する施策の問題点

2008年の支援法改正前の中国帰国者2世に対する支援策は上記のように、永住帰国旅費の支給を受けることができる中国残留邦人の（国費）同伴家族に限られていた。

その支援策自体についてみても、年金支給における中国帰国者2世への手当はなく、また中国帰国者定着促進センター、自立研修センターでの日本語教育や就労支援等、十分な支援はなされていなかったため、国費帰国者の2世の中にもその後の日本での生活において、経済的苦境にたたされ生活保護を受給しなければならなくなったり、言語、習慣の違いから周囲のとのコミュニケーションのあり方に不安を感じたりしている者が少なくなかった。

これは帰国時、帰国後に何の支援も受けることができなかった私費帰国の中国帰国者2世についてはなおさらのことであった。

イ 2008年の新たな支援策の適用もなかったこと

2008年の改正支援法は、中国帰国者1世に老齢基礎年金の満額支給をする、年金に加えた支援給付をするというものであり、これにより中国帰国者1世の経済的な生活状況は一定の向上をすることとなったが、前記の通り、年金の満額支給も支援給付も中国帰国者2世を対象とするものではなかったため、法改正により中国帰国者2世の生活状況が直接向上することはなかった。

また、2008年の改正支援法後は、前記の通り国の補助の下、各自治体において「地域社会における生活支援」として「地域における支援ネットワーク事業」、「身近な地域での日本語教育支援事業」、「自立支援通訳等の派遣及び巡回健康相談支援事業」等を内容とする支援策が行われるとともに、「2、3世に対する就労支援」も行われている。

しかし、前記のとおり地域支援事業を受けることのできる中国帰国者2世、3世は限定されている。また、当会が2013年に実施した厚生労働

省及び九州内の主要自治体（各都道府県，県庁所在地及び政令指定都市）への照会結果からすれば，以下述べるように「地域社会における生活支援」事業の内容は中国帰国者２世の生活の向上に効果をあげる上では不十分なものであり，また実際に効果をあげているとは思われない。

なお，照会結果の詳細については，別紙２「中国残留邦人等に関する照会について（回答）」（厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室），別紙３「九州内の主要自治体への照会に対する回答」を参照されたい。

ウ 九弁連による厚生労働省への文書による照会結果

当委員会では，２００８（平成２０）年改正支援法下における中国帰国者支援の実情を把握すべく，２０１３年９月，厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦支援室に対し文書による照会を行い，同年１０月３日回答を得た。

この回答結果は別紙２「中国残留邦人等に関する照会について（回答）」のとおりであるが，これによると，中国帰国者２世・３世に対する就労支援制度のうち，中国帰国者等に対するトライアル雇用奨励金及び委託訓練については平成２０年から平成２４年まで利用実績がないということである。

また，別紙２（５）回答の②「就労支援チーム」による支援対象者，③公共職業訓練中の訓練手当の支給者数，④特定求職者雇用開発助成金の支給決定件数についても制度開始から５年間の実績はいずれも，全国で毎年数名～１０数名程度と極めて少ない。しかもこの実績は中国帰国者２世・３世に限定したものではないということであるから，中国帰国者２世・３世についての支援数はさらにこの数字を下回るわずかなものであったものと考えられる。

他方，別紙２（５）回答の①生活支援と連動した職業相談件数は毎年約

2000程度あるものの、この実績についても2世・3世に限定したのではなく、2世・3世についての支援数がどの程度あるかは把握しきれていない。またこれはあくまで「相談数」であり、相談を受けた者のうち何人が実際の雇用に結びついたかのデータも不明である。

かかる点からすれば、中国帰国者2世3世に対する就労支援制度が現時点まで十分に機能してきたとは言い難い。

エ 九弁連による九州内の主要自治体への文書による照会結果

当委員会では、2008（平成20）年改正支援法下における中国帰国者支援の実情を把握すべく、2013年9月～2014年1月にかけて、九州内の主要17自治体（各都道府県、県庁所在地及び政令指定都市）に文書による照会を行い、対象の全自治体から回答を得た。この回答結果からは中国帰国者2世の支援につき以下の問題点が指摘できる。

なお、照会結果の詳細は、別紙3「九州内の主要自治体への照会に対する回答」にまとめている。

（ア）私費帰国者数の把握の不十分性

中国帰国者2世支援を行う前提としては、そもそも支援の対象となる私費帰国者も含めた中国帰国者2世の数の把握が必須と考えられる。

ところが、照会の結果、17自治体の中には、「国費帰国者からの平成24年12月末聞き取りにより確認したと」明確に回答した自治体（北九州市）もあった一方で、7の自治体は私費帰国者数を把握しておらず、その多くは把握のための具体的な調査も行っていないこと（調査の予定なしと回答した自治体もあった）が分かった。

国による統一的な調査がなされていないため、私費帰国者数を把握するかどうか、その方法も各自治体によりまちまちである。

（イ）地域生活支援事業の内容の不十分性

照会事項3、4に対する各自治体の回答結果を見ると、就労相談員を

配置し、相談を行っている」と回答した自治体（福岡県、長崎県）もあったものの、地域生活支援事業の内容の多くが、年金や支援給付で経済支援を受けることができること（経済的土台があること）を前提として、日常生活の生活相談、通訳、日本語教室、レクレーション等、コミュニケーションを図りやすくし、暮らしやすくすることに重点を置いたものと思われ、そもそも年金、支援給付の支給がなく、経済的土台がない中国帰国者2世の支援としては不十分な内容である。

（ウ）地域生活支援事業の利用対象者の限定

さらに前記のように地域生活支援事業の対象者は限定されており、全ての中国帰国者2世がこの制度下の事業を利用できるというわけではない。

照会事項6の各自治体からの回答でも、支援相談員配置事業、自立支援事業、通訳派遣事業等、一部の事業については国の規程に従い国費帰国者のみが対象であると回答している。

（エ）自治体独自の支援策の少なさ

照会事項5、7の回答から国の支援の対象外の呼び寄せ世帯について単独事業として中国残留邦人関係業務委託を実施していると回答した自治体（熊本県）、県が受けた寄付金から修学費用、技能修得費の助成を行っている」と回答した自治体（宮崎県）、中国帰国者日本語交流、通訳養成事業、中国帰国者地域生活力向上訓練事業（商業施設内に餃子の店舗を出し、その店舗で就労の訓練をするなど）を行っている」と回答した自治体（福岡県）もわずかにあったものの、多くの自治体の回答は特に2世、3世の支援のために事業を行っていないというものであった。

また、独自事業をおこなっているとの回答があった自治体においても、例えば、上記の福岡県の地域生活力向上訓練事業の訓練生は平成23年度2名、平成24年度3名と極めて少数者を支援するに止まってお

り、十分な支援策というには、ほど遠い結果となっている。

(オ) まとめ

以上の点から、2008年改正支援法後、現在行われている中国帰国者2世への支援策は、九州内の自治体の取組みだけみてもほとんどないと言ってよいほど少なく、またわずかに行われている支援の内容も不十分であると言わざるをえない。

5 中国帰国者2世等の生活実態に関する調査（九弁連による九州内のアンケート調査結果）

(1) アンケート調査の手法

当委員会では、中国帰国者2世の生活実態を把握するため、2013年1月から3月にかけて、福岡市（1月27日実施）、長崎市（2月23日実施）、熊本市（3月10日実施）、鹿児島市（2月24日実施）で順次聴き取り調査を行い、また同じ時期に、郵送でのアンケート調査を行って、合計96人（福岡16人、長崎5人、熊本15人、鹿児島9人、郵送51人）からアンケートの回答を得た。

本調査は、主として、中国帰国者2世を対象として行われたが、2世の配偶者や3世の回答者も排除しなかったことから、これらの者の回答も含まれているが、中国帰国者2世に限ると77名からの回答が得られた。そこで、以下の分析は、いずれも中国帰国者2世を検討対象とした。

分析結果において、上記合計人数と合わない回答数となっている部分もあるが、個別の設問において未回答・空欄となっているものもあるためである。

回答者の生年は、1940年代生まれが6人、1950年代生まれが24人、1960年代生まれが40人、1970年代以降の生まれが7人となっている。60歳以上の者が10名となっていて、2世についても高齢化が進んでいっている。

(2) 帰国状況について

ア 帰国時の年齢及び帰国費用の状況

帰国時の年齢については、30代と回答した者が最も多く39名（51％）だった。次いで40代で帰国したと回答した者が多く20名（26％）だった。20代で帰国したと回答した者は15名（20％）、10代で帰国したと回答した者は1名（1％）だった。50代で帰国したと回答した者も2名（3％）ほど見られた。帰国の年は、1990～1994年が23名（30％）、1995～1999年が35名（46％）である。

帰国費用については、国費帰国と答えた者が16名（21％）、私費帰国と答えた者が61名（79％）であった。両親（残留邦人1世）の帰国費用の調査では、両親とも国費帰国と答えた者は57名（74％）、父のみ国費と答えた者は0名（0％）、母のみ国費と答えた者は4名（5％）、両親とも自費と答えた者は5名（7％）であった。残留邦人1世は、その大半が国費で帰国したのに対し、2世及びその配偶者は、その大半が自費で帰国したことが示されている。

帰国時の年齢と帰国費用の関係を見ると、10代で帰国した1名は国費帰国であり、20代で帰国した15名については、うち5名（33％）が国費帰国、うち10名（67％）が私費帰国だった。30代で帰国した39名については、うち4名（10％）が国費帰国、うち35名（90％）が私費帰国だった。40代で帰国した20名については、うち6名（30％）が国費帰国、うち14名（70％）が私費帰国だった。50代で帰国した2名はいずれも私費帰国だった。帰国時の年齢が高齢になるほど私費帰国の割合が多くなる傾向が見られる。

イ 家族との帰国の可否

父母と一緒に帰国したと答えた者は22名（29％）、父母以外の者と帰国したと答えた者は51名（66％）、1人で帰国したと答えた者は4

名（５％）だった。

父母と一緒に帰国しなかった理由としては、「人数が多かったのでお金が足りなかった。」「両親と妹は国費帰国したが、自分は２０歳を超えていたので国費帰国できなかった。」「父が中国人だったので、私と父は中国に残った。母と妹と兄が先に帰国した。」「自分に家族がいた。」「自分は大学に通っていたので。」「子供は１人だけしか同伴できなかったの、下の兄弟だけが父親と帰国した。」などの回答が見られた。仕事や学校の事情で、夫婦、親子、兄弟が分断された他、２０歳以上の子は国費で同伴できないなどの経済的理由により、夫婦、親子、兄弟が分断された様子が窺える。

父母と一緒に帰国した２２名については、国費で帰国した者が１５名（６８％）、私費で帰国した者が７名（３２％）であったが、父母と一緒に帰国しなかった５１名は、全員が私費で帰国したと回答している。年齢、仕事、学業の事情などで父母と一緒に帰国できなかった者は、さらに私費で帰国せざるを得ない状況に陥っていたものであり、経済的にも困難な状況にあったと推定できる。

エ 来日前の状況

来日前に苦労したことを尋ねたところ、「中国共産党に入党できなかった。」「学生時代に日本鬼子、小日本と言われた。」との回答が多く見られた。その他、「会社で出世できなかった。」「公務員になれなかった。」などの回答があった。また、「特に差別を受けたことはない。」との回答も見られた。

日本に来る時の気持ちとしては、「父母に会えるのが嬉しいが、言葉が不安だった。」との回答が多く見られた。その他、「母が先に帰国していたから嬉しかったが、兄弟を残してきたのが寂しかった。」「母に会えるのが嬉しいが、仕事がなく日本語もわからないのが心配だった。」などの回答があった。

(3) 日本語習得，教育，家庭内のコミュニケーションの状況について

ア 日本語習得の状況

中国語での会話については、「よくできる」「できる」と答えた者は合計 90%，「あまりできない」「ほとんどできない」と答えた者は合計 5% だった。中国語での読み書きについては、「よくできる」「できる」と答えた者は合計 82%，「あまりできない」「ほとんどできない」と答えた者は合計 8% だった。

日本語での会話については、「よくできる」「できる」と答えた者は合計 47%，「あまりできない」「ほとんどできない」と答えた者は合計 48% だった。日本語での読み書きについては、「よくできる」「できる」と答えた者は合計 33%，「あまりできない」「ほとんどできない」と答えた者は合計で 57% だった。回答者のほとんどが中国語でのコミュニケーションを得意としており，日本語でのコミュニケーションに不安を抱えている状況が窺える。

日常の場面で，言葉に不自由を感じるかどうかを尋ねた質問では，「病院で自分の症状を伝える。」場面では，31%が大変困ると回答し，39%が少し困ると回答している。また，「役所で手続をする。」場面では，29%が大変困ると回答し，29%が少し困ると回答している。病院や役所において，自分の状況を十分に伝え切れていない状況が窺える。

「テレビのニュースを見る。」場面では，25%が大変困ると回答し，40%が少し困ると回答している。「日本人の知人と電話で会話する。」場面では，23%が大変困ると回答し，39%が少し困ると回答している。

帰国時の年齢と日本語での会話の程度を見てみると，まず，10代で帰国した1名は，「よくできる」と回答した。また，20代で帰国した15名は，2名が「よくできる」，7名が「できる」，5名が「あまりできない」と回答した（1名は無回答）。30代で帰国した39名は，5名が「よく

できる」，16名が「できる」，12名が「あまりできない」，3名が「ほとんどできない」と回答した（3名は無回答）。40代で帰国した20名の中では，「よくできる」と回答した者は0名で，5名が「できる」，9名が「あまりできない」，6名が「ほとんどできない」と回答した。50代で帰国した2名は，1名が「あまりできない」，1名が「ほとんどできない」と回答した。帰国時の年齢が高くなるに従い，日本語での会話に困難を感じている状況が窺える。同様の傾向は，日本語での読み書きについての調査においても見られている。

イ 日本語教育の状況

日本語学習を受けたか否かに関しては，約6割の者が受けたと答えている。定着促進センターや自立研修センターなどの公的な機関の他に，ボランティアの日本語教室，夜間学校，民間の日本語学校，などの回答も見られる。日本語学習を受けていないと答えた者も約3割いたが，その主な理由は，「多忙・時間がない。」「お金がかかる。」であった。

帰国費用と日本語教育の環境について見ると，国費帰国した16名全員が，日本語教育を受けたと回答しているのに対し，私費帰国した者は，61名のうちの約半数（29名）が，日本語教育を受けたと回答した。

国費帰国した者の教育機関は，定着促進センター及び自立支援センターであり，それ以外の教育機関は回答になかった。他方，自費帰国した者の教育機関は，自立支援センターの他，帰国者支援交流センター，ボランティア，夜間学校，民間の日本語学校，日中友好協会の日本語教室，国際交流会館，遺族会館，古河市の公民館など多種多様の教育機関が挙げられた。

ウ 家庭内のコミュニケーションの状況

家庭内でのコミュニケーションの状況を把握するために，回答者の子供（3世）の語学能力についても質問した。

まず，3世の日本語の能力に関してであるが，会話については，「よく

できる」「できる」と答えた者が合計 88 % に達し、「あまりできない」「ほとんどできない」と答えた者は合計 6 % だった。読み書きについては、「よくできる」「できる」と答えた者が合計 82 % 「あまりできない」「ほとんどできない」と答えた者は合計 7 % だった。3 世の世代においては、日本語に苦手意識を持つ者はほとんどいないことが分かる。

他方、3 世の中国語の能力に関する質問では、会話については、「よくできる」「できる」と答えた者は合計 67 % ，「あまりできない」「ほとんどできない」と答えた者は合計 25 % だった。中国語での読み書きについては、「よくできる」「できる」と答えた者は合計 55 % ，「あまりできない」「ほとんどできない」と答えた者は合計 33 % だった。3 世の間では、中国語に接する機会が次第に薄れている様子が窺える。

残留邦人 2 世の家族内では、主に中国語を使用しているとの回答が 71 % ，日本語と中国語の半々との回答が 20 % ，主に日本語を使用しているとの回答が 7 % であった。また、家族内での言葉の問題があるかとの質問では、約 3 割の者があると回答している。具体的には、「本人（2 世）と子（3 世）」「本人の両親（1 世）と子（3 世）」「本人（2 世）と子（3 世）の配偶者」「本人（2 世）の配偶者と子（3 世）」「本人（2 世）と孫（4 世）」の間でコミュニケーション上の支障があるとの回答が挙げられた。主として中国語を得意とする 1 世，2 世と，主として日本語を得意とする 3 世，4 世の間では、円滑なコミュニケーションに支障が出ているものと推測できる。

（４）就労状況について

ア 就労状況

帰国後、仕事に就いたかとの質問に対しては、「はい。」との回答が 94 % ，「いいえ。」との回答が 5 % になっている。仕事に就かなかった理由としては、病気と高齢が挙げられている。

帰国者が中国で就いていた職種は、多い順から、会社員、工場作業員、農業、技師、教師、銀行員、会計士、看護師、公務員、自営業、事務職、石炭採掘などが挙げられている。これに対し、帰国者が最初に日本で就いた職種は、食品加工や縫製などの工場勤務が最も多く、次いで飲食店勤務、土木作業員、会社員、清掃業、などが続いている。日本に帰国後、最初に就いた職種に関しては、単純作業に従事する者の割合が多くなっている。

最初の仕事を離職した理由を尋ねたところ、回答者39名のうち「会社の倒産、閉店」が13名（33%）、「引越し」が6名（15%）、「病気・怪我」が4名（10%）、「労働時間が長い、夜が遅い」が4名（10%）、「給料が安い」が2名（5%）、「解雇・契約打ち切り」が2名（5%）、「出産」が2名（5%）、であった。その他には、「職場が遠い」「人間関係の悪化」「母が他界した」「体力が続かない」「中国へ一時帰国した」などの理由が見られた。「会社の倒産、閉店」による離職が最も多く、不安定な労働環境に置かれていた者が多かったと言える。

イ 正規・非正規の別及び社会保険の状況

帰国して最初に就いた仕事の正規・非正規・自営の別を比較すると、正規が30名（44%）、非正規が36名（53%）、自営が2名（3%）であった。正規雇用30名のうち、社会保険ありは25名、社会保険なしは5名で、非正規雇用36名のうち、社会保険ありは15名、社会保険なしは21名であった。非正規雇用の割合が過半数を占めており、不安定な身分に置かれていたことが推測できる。

また、現在の仕事（または最後に就いた仕事）の正規・非正規・自営の別を比較すると、正規が35名（51%）、非正規が30名（44%）、自営が3名（4%）であった。正規雇用35名のうち、社会保険ありは31名、社会保険なしは4名で、非正雇用30名のうち、社会保険ありは11名、社会保険なしは19名であった。日本での生活時間が長くなるに従い、

正規雇用される者の割合が少しずつではあるが増えてくる傾向が見られた。

(5) 社会生活の状況について

回答者本人について、何らかの持病がある者が約43%となっている。高齢化が進んでいっていることの一つの裏付けではないかと考えられる。

中国帰国者2世の世帯構成は、単身世帯約14%、夫婦だけの世帯は49%、夫婦及び子の世帯が約19%となっていて、1世とともに同居しているのはわずか一世帯にすぎなかった。

回答者の国籍については、日本国籍41人、中国国籍32人との回答となっていて、いくぶん日本国籍のほうが多い傾向にあった。

日常的に交際がある者については、別居の親族約61%、中国帰国者である知人約35%、職場の同僚・上司約24%となっているのに対して、中国帰国者ではない知人は約26%だけにとどまっていて、多くの者が、家族や帰国者、職場以外の者との接触が乏しい状況がうかがえた。

(6) 家計の状況について

世帯単位の収入は、10万円以下が約10%、10万円超15万円以下が約13%、15万円超20万円以下が約12%、20万円超25万円以下が約8%、25万円以上が約29%となっていた。そして生活保護受給世帯が約21%となっていた。生活保護世帯が史上最高の数に達していると報道されている近年においても、全世帯に占める生活保護受給世帯は1.7%（厚生労働省HP平成25年11月速報値）とされていることに照らすと、貧困世帯の割合が非常に高いということが指摘できる。

また帰国してから回答時まで生活保護を受給した経験がある者は60%を超えた。その受給期間については、1年未満が約52%、1年以上3年未満が約24%となっていて、半数以上が3年未満で生活保護を脱却できているが、3年以上受給している者も約24%おり、一定程度、長期間にわ

たって、貧困状態にあったことが認められる。

それ故、生活保護制度を実際に活用したり、もしくは活用を検討したりしない者が多いにもかかわらず、生活保護制度に対する評価は必ずしも全面的に肯定的とはいえない内容であった。すなわち、「ありがたいが問題がある」「不十分な制度」「屈辱的」という否定的なニュアンスを含む回答は60%を超え、単純に「ありがたい」との回答は38%にとどまった。

すでに年金を受給している世帯は約10%存在した。現役世代の者における年金保険料の納付状況については、約35%の者が未納状態であるとのことであった。未納世帯のうちの生活保護受給世帯は約半数にとどまり、残りの半数については、経済的困窮を理由にあげていた。

経済的満足度に関する実感は、やや苦しい48%、とても苦しい9%と苦しいと感じている者が60%近くとなっており、満足0、やや満足約14%の満足とする者を大きく上回った。

(7) 居住環境について

公営住宅へ入居している世帯が65%であり、民間住宅での賃貸が10%、持家が25%となっていた。

借家、特に公営住宅の入居世帯が65%にも達していることに照らすと、経済的に裕福とはいえない状況にあることや、帰国後の収入だけでは持ち家を所有するのが困難であることなどが伺えた。

(8) 帰国経験について

永住帰国後、中国への帰国（帰省）経験がある者は89%にも上った。帰国の理由は、葬儀への出席が19%、親族への訪問が69%、墓参りが30%となっていて、単なる観光旅行ではない事情が認められた。

ところが、帰国の必要があったにもかかわらず、帰国できない経験がある者が12%いた。その理由は、経済的な理由と答える者が多かったが、帰国を理由に生活保護費が減額された経験を持つ者が約10%いたので、生活保

護制度の関連で、帰省が困難となっていることも伺える。

(9) 社会的・文化的背景について

中国帰国者2世の世帯では、中国の食べ物を食べている68%、中国風の衣服を着ている23%、中国語を使って会話している78%、旧正月などの中国的な行事を行っている52%、中国の家具・置物がある14%、中国の雑誌・CD・DVDがある29%、中国のテレビの衛星放送等を受信している39%となっている。これに対して、中国の物は何もないとの回答はわずか9%となっていて、中国帰国者2世の世帯でも文化的な背景は中国にあることが認められる。

(10) 中国帰国者1世との関わりについて

中国帰国者1世との関わりについては、経済的支援を行っているのはわずか5%にとどまり、家事の手伝い31%、通院の付添30%、時々訪問48%と日常的な関わりを持つにとどまっている者が多い。2世世帯も経済的にゆとりがあるわけではなく、経済的支援が困難であることが伺える。

(11) 心情、老後の不安について

将来中国に帰りたいかどうかとの問に対して、帰りたくないが59%を占め、過半数が老後も日本での生活を希望していることが分かった。もっとも、帰りたい11%、どちらともいえない30%となっていて、4割以上の者が帰国に含みをもたせた内容となっていた。

帰国して良かったと思うかとの質問については、良かったと思うというのが62%、思わないが8%、どちらとも言えないが30%となっていた。

そして、2世・3世の受け入れに問題があったという点については、8割以上の者が問題があったと捉えており、問題があったと考えているもののうち75%もの者が年金に問題があると考えていた。

このように、日本に帰国したものの、帰国して良かったとはいえない者が一定数おり、将来、中国での生活に含みを持たせているわけであるが、その

最大の理由の一つとして年金問題が挙げられているということが指摘できる。

6 2008年改正支援法後の現状の中国帰国者に対する施策の人権侵害性

(1) 中国帰国者2世に対する人権回復義務

ア はじめに

2008年改正支援法後現状において、特に中国帰国者2世の現在置かれている状況は、中国帰国者1世に対する早期帰国実現義務の違反など、国の政策の不備に基づくものであるとすれば、中国帰国者2世も中国帰国者1世と同じく、国は特別の保護を行うべき対象となりうる。

中国帰国者1世に対する早期帰国実現義務違反は、2004年の九弁連の勧告においてすでに認定しているところではあるが、以下のイにおいて、再度指摘しておく。

イ 中国帰国者1世に対し国が特別の保護を行うべきであること

(ア) 中国残留邦人を速やかに帰国させるべき義務

もとより、中国残留邦人は、日本国籍を有する者であり（国籍とは、人を特定の国家に属せしめる法的紐帯であり、個人が特定の国家の構成員である資格を意味するものである。国籍は、その後の「戦時死亡宣告」に伴う戸籍抹消手続によっても何らの影響も受けない）、国家政策により中国大陆に渡り（あるいは中国東北部に生まれ育ち）、かつ戦争遂行の中で置き去りにされた者である。

しかして、憲法22条は居住移転の自由を認め、同条で自国民が帰国する自由も保障され、国際人権宣言第13条2項は「なにびとも、自国を含むいずれの国をも去り及び自国に帰る権利を有する。」と規定し、国際人権B規約12条4項も「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。」と規定している。その上、近代立憲国家は、自国民の安全を確保することがその存在理由なのであるから、自国民にとって安全でな

くなった場所から、安全な自国に帰国できるように積極的措置を採るべき義務があるところ、当時の中国東北部（当時の「満州」）は、日本人にとって自国より安全でなくなっていたことは明白であった。

従って、国は、帰国を望む全ての中国残留邦人に対して、自己の先行行為に基づく原状回復責任として、中国残留邦人の可及的に速やかな帰国が実現できるよう制度及び運用体制を策定・整備すべき義務を負っていたものである。

（イ）「（ア）」の義務違反

しかし、国は、敗戦前後に中国東北部の居留民を見捨て、引揚事業の速やかな開始を怠り、1949年の中華人民共和国成立後においては、対中国敵視政策のもと引揚事業そのものを中断した。国が中華人民共和国を承認しなかった事情があっても民間団体を窓口としたでの引き上げも可能であり実際にそれがなされていた時期もある（兵士や遺骨なども日中両国の赤十字（紅十字）を窓口として行われていた。）。また日本は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）を承認しておらず同国との国交はないが、物資の移動や人の出入国のルートは確保されており、いわゆる拉致被害者の一部の帰国も日本政府の積極的措置で実現しているのである。

従って、日本国による中華人民共和国の不承認という事情が国の引き上げ事業の中断の免責理由とはならないことはいうまでもない。更に、政府は1959年戦時死亡宣告という制度を立法化して帰国者約1万4000名の戸籍を抹消し、中国残留邦人の帰国のためあらゆる努力を尽くすべきという国家としての基本的責務を完全に放棄した。

1972年の日中国交回復後も、帰国へ向けての国の動きは全くと言っていいほどなく、民間の篤志家たちの献身的な努力により漸く1981年に訪日調査が始まり、肉親との再会や帰国が可能となるまで戦後3

0年～50年余にわたり、中国残留邦人は、中国社会において中国語のみで社会生活を営んできたのである。このように日本の国策により中国残留邦人は、終戦後30年～50年余に渡り日本への帰国の道が閉ざされたものである。

このように、国は、敗戦直後から日中国交回復までの間においても、帰国を望む全ての中国残留邦人に対して、可及的速やかな帰国を実現させるべき義務があったところ、国はかかる重要な義務に違反することによって、中国残留邦人の帰国する権利を侵害し続けた。

そして、その結果、中国残留邦人は、日本社会において生活しうる基礎的諸条件を備える機会を失ったものであり、これは帰国の自由（憲法22条1項・2項、世界人権宣言13条2項、国際人権B規約12条4項）を侵害する人権侵害に他ならない。

（ウ）人権回復義務

そして、以上によれば、国は、中国帰国者1世に対して、日本において生活している日本人の場合と同様な状態にまで人権を回復するべき義務を負うものである。

ウ 中国帰国者2世に対しても国が特別の保護を与えるべきであること

（ア）中国残留邦人の2世を速やかに帰国させるべき義務

上述したように、国は、敗戦直後から日中国交回復までの間においても、帰国を望む全ての中国残留邦人に対して、可及的速やかな帰国を実現させるべき義務があったところ、国はかかる重要な義務に違反することによって、中国残留邦人の帰国する権利を30年～50年余にわたる長期間、侵害し続けたものである。その結果、中国残留邦人の2世の帰国する時期も大幅に遅れたものであり、帰国する権利を侵害されたという点では、中国残留邦人の子どもであり、同人が帰国する場合には当然家族として帰国するはずであった中国残留邦人の2世においても何ら異

なるところではない。

また、中国残留邦人の2世は、中国帰国者2世等に対する九弁連のアンケート結果にあらわれているように、中国において日本人の子どもという理由により、学校・職場等においていじめ・差別を受けるなど、苦難の道を歩んでいる。敗戦時に生まれていなかったという相違はあるものの、中国残留邦人の2世が受けたこの苦難（特に残留婦人の2世は残留孤児と同年齢であることから顕著である）は、中国残留邦人となんら質的・量的に変わるものではない。

さらに、国は、中国残留邦人の帰国事業を始めた後においても、何ら合理的な理由もなく、中国残留邦人と同伴するその子を20歳未満・未婚の子に制限したため、中国残留邦人の2世の大部分は、中国残留邦人とともに帰国することができず、また、帰国後の施策の対象も国費帰国者に限定したため、中国残留邦人の2世の帰国は、さらに遅れることとなったものであり、このような（国費）同伴帰国の子の制限及び帰国後の支援対象者の限定は、前述の中国帰国者1世に対する戦時死亡宣告などの一連の国の作為的な行為とも相まって、中国帰国者2世に対する「帰国妨害」ともいいうるものである。

そして、やっとの思いで日本に帰国しても、帰国後の施策の対象が国費帰国者に限定されたり、また、その施策自体も不十分であったりと、大部分が日本社会において生活しうる基礎的諸条件を備える機会が与えられなかったために、苦しい生活を余儀なくされているものであり、このような中国帰国者2世の状況は、帰国の自由（憲法22条1項・2項、世界人権宣言13条2項、国際人権B規約12条4項）を侵害する人権侵害に他ならない。

（イ）人権回復義務

以上によれば、国は、中国帰国者2世に対して、日本において生活し

ている日本人の場合と同様な状態にまで人権を回復すべき義務を負うものである。

(ウ) 中国帰国者 2 世の人権回復義務と国籍とは無関係であること

なお、中国帰国者 2 世は、その出生国が中国あることから、中国の国籍を有しており、上述したように帰国後も日本国籍を取得していないものも存在するが、国も、現在の施策において、その点を理由に異なる措置を取っているとは言明していない。

しかし、別紙 2 の厚生労働省の回答にあるように、中国帰国者 2 世は同 1 世と異なり戦後の特殊な状況に置かれていないことから特別な配慮が不要との判断をしており、中国帰国者 2 世の置かれた状況を見做し、事実上支援の対象から外している。その対応は、中国帰国者 2 世を、一般の外国人と同様に取り扱っているかのようである。

ところで、日本において日本国籍取得は、国籍法によるところ、同法第 2 条第 1 項は「出生の時に父又は母が日本人であるとき」、同法条第 2 項は「出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき」、それぞれ日本国民とする建前を採用している。そして同法第 12 条は、「出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは戸籍法の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う」とし、戸籍法第 104 条第 1 項は「国籍法第 12 条に規定する国籍の留保の意思表示は、出生の届け出をすることができる者が、出生の日から 3 箇月以内に、日本の国籍を留保する旨を届けることによって、これをしなければならない。」と期間制限を定める。

しかし、日本政府は 1959 年戦時死亡宣告という制度を立法化し中国残留邦人の戸籍を抹消し、1972 年の日中国交回復後も 1981 年の訪日調査まで、中国残留邦人の日本国籍を認めていない。ましてや中

国残留邦人が、その2世の国籍留保など行うことなど不可能であったものであり、このような事情に照らせば、中国帰国者2世に対しては、その国籍が日本国籍か否かを問わず日本人として保護を与えるべきである。

付言しておく、中国帰国者2世の中に帰国後も日本国籍への変更の措置を採らない者が存在する背景には、当該中国帰国者2世が中国の親族方を訪問するためなどに中国に入国する際に、中国国籍を有していた方が比較的入国し易い場合が少なくないことも大きな要因として存在するのであり、到底一般の外国人と同様の扱いを正当化するような事情ではないことというまでもない。

(2) 人権侵害性の判断にかかる3つの観点

ア 多文化共生の観点

中国帰国者は、長年中国で中国社会に適応して生活してきた普通の市民である。そして、中国帰国者は、人権侵害からの回復を目指す基本的な場として日本への帰国とそこでの市民生活を営むことを選択したものであるが、帰国は人権侵害回復過程の第一歩に過ぎず、日本に帰国したことをもって被害の回復がなされたものと評価することができないことはいうまでもなからう。中国帰国者が日本社会で尊重されるというためには、中国の言語と文化をもつ彼らのありのままを受け入れ、そのままでも生活して生けるような多文化共生の観点（国際人権規約B規約27条等）が不可欠である。日本国籍を持つという日本国との紐帯及び日本国政府に長年月にわたって帰国を妨げられその結果中国語と中国文化を身につけたという事情からいって、中国帰国者は、多文化共生の尊重ための措置を最も優先的に受けるグループのひとつだからである。

イ 基礎的諸条件を完全に補完するという観点

もちろん、中国帰国者が日本語と日本文化を受容して生きるという選択

も尊重されなければならない。しかし、中国帰国者が、それを希望したとしても、中国帰国者は、本来日本社会で享受できた権利・自由を長期間享受することができず、その結果、日本語を話すことすらできない者もあり、そのような者が、日本社会で一般の市民に伍して生活を送っていくことは、そのような前提条件（基礎的諸条件）を欠くために、全く困難であることは見やすい道理である。

従って、中国帰国者がそのように基礎的諸条件を完全に補完されるべきことは、国の人権回復義務の当然の内容をなすという観点が不可欠である。

ウ 家族の保護という観点

さらに、中国帰国者は、日本政府による大陸への置き去り（中国帰国者1世にあてはまる）や長期間の帰国の放置、積極的な帰国妨害行為（中国帰国者1世、2世両方にあてはまる）という事情から、日中両国に存在する2つの家族を持つに至ったものであって、社会の自然かつ基礎的な単位である両国の家族とも交流できるよう保障することも不可欠な観点である。

（3）多文化共生の観点からの人権侵害性（憲法13条・幸福追求権、国際人権規約B規約27条、同規約25条）

ア 評価基準

憲法13条の幸福追求権は、個人の人格的自律をその一部として含む以上、追求すべき「幸福」の内容は個々人が選択すべきものである。その意味で、帰国者には、「本人の選択する方法と目標の設定に基づいて、日本社会において、他の日本人と同様の市民生活を送って行けるように保障する権利」があるといえよう。「本人の選択する方法と目標の設定」については中国語の使用と中国文化の維持という選択も当然尊重されなければならない。そして、国際人権規約B規約27条が、種族的、宗教的、言語的

少数民族（minorities＝少数者）の自己の文化を共有する権利、自己の言語の使用する権利等を謳っているが、その趣旨は、締約国が少数民族（少数者）の自己の使用する言語の使用を禁止又は制限しないという自由権的側面のみではなく、締約国が少数民族（少数者）の言語を享有発展させる積極的措置を取ることを要請しているのである（国連規約人権委員会・一般的意見 23 のパラグラフ 6・2）。この積極的措置について国に何が要求されるかは当該少数者と日本国との関わりによって程度の差はありうるところであるが、中国帰国者 1 世の場合、もともと日本国籍を有し、国策によって中国大陆に取り残された者で、中国帰国者 2 世の場合には、その 1 世と共に又は遅れて、30 年以上が経過してやっと帰国できた者たちである。つまり帰国措置の放置自体が日本政府による人権侵害であったという特質を考慮しなければならない。

そこで、少なくとも生命・健康に直接関わる場面（例えば、地域の総合病院）や公共的場面（役所等）においては、中国語の通訳を配置するなどして、帰国者が中国語を使用しながら最低限の日常生活を送れるよう積極的措置を採るべきであり、更に、文化的に交流できる場所的施設、帰国者相互及び他の市民との交流行事等の促進をするべき義務がある。

また、中国帰国者は、形式的な日本国籍の有無にかかわらず、日本国籍を有し又は有し得る者たちである。国際人権規約 B 規約 25 条はいかなる差別も不合理な制限もなく政治、選挙及び公務に参与する権利を保障する。この権利に関しては言語による差別も禁止されており、投票権の行使を実効あらしめるために投票に関する情報及び資料は少数者の言語によっても提供されるべきことが保障されている（規約人権委員会一般的意見 25 のパラグラフ 12）。したがって、国は中国帰国者に対し、選挙広報などにおいて中国語での情報提供をするべき義務がある。

イ 判断

(ア) 生命・健康に直接関係する場面や公的場面における通訳の配置が不十分である。

九弁連は、2004年に中国帰国者1世について、生命・健康に直接関係する場面や公的場面における通訳の配置が不十分であることに関し、人権侵害性を認定している。

この点、中国帰国者2世においても、中国帰国者2世等に対する九弁連のアンケートの結果から明らかなとおり、大部分が日本語でのコミュニケーションに不安を抱えている状況が窺えるとともに、日常の場面で現実に病院や役所において自分の状況を十分に伝え切れていない状況が認められている。中国帰国者2世の中にも、年齢そのほかの要因により、日本語を習得しようとしてもできない者も多く含まれており、上記アンケートによれば、日本語学習を受けていないものも3割もいる。

したがって、中国帰国者1世のみならず、中国帰国者2世においても、生命・健康に直接関係する場面や公的場面における通訳の配置が不可欠であるといえる。

しかし、2008年の改正支援法後においても支援・相談員は、別紙2の厚労省に対する照会結果においても、全国に500人程度であり、全国の中国帰国者1世、2世の数と比較して、決して十分な配置がなされているとはいえず、また、別紙3の九州内の主要各自治体に対する照会結果からしても、自立支援通訳事業の派遣回数等は中国帰国者1世、2世の数と比較して決して十分に機能しているとはいえない状況であり、このような状況は、B規約27条及び憲法13条に反しているといわざるを得ない。

また、政治に参加する権利（国際人権規約B規約25条）との関連では、投票権の行使を実行あらしめるために中国帰国者1世、2世に対し、選挙公報等の情報及び資料が中国語で提供されなければならないが、国

はそのような措置を、中国帰国者1世に対するものも含めて、いまだに執っておらず、B規約25条及び憲法13条に反している。

(イ) 文化的に交流できる場所的施設、帰国者相互及び他の市民との交流行事を促進すべき義務の履行が不十分である。

九弁連は、2004年に中国帰国者1世について、文化的に交流できる場所的施設、帰国者相互及び他の市民との交流行事を促進すべき義務の履行が不十分であることに関し、人権侵害性を認定している。

この点、中国帰国者2世等に対する九弁連のアンケートの結果によると、中国帰国者2世も多く多くのものが家族や帰国者、職場以外のものとの接触が乏しい状況が認められている。

国は、中国帰国者1世や国費帰国の中国帰国者2世に対する施策の中核施設として「定着促進センター」と「自立研修センター」を設置していたが、自立研修センターは現在全て閉所され、定着促進センターも埼玉に1箇所を残すのみである。そして、現在は、全国7ブロックの「支援・交流センター」を中核とした支援体制と移行しているが、2004年の九弁連の勧告時においても指摘したとおり、これらの中核施設の実態に見合った体制、人材の配置や能力開発さらには各種ボランティア組織との連携が不十分であり、いわゆる「箱もの行政」で終わっているとの評価を免れない。特に、私費帰国の中国帰国者2世は、基本的にこれらの場所での支援の対象ともされていない。

前述した国際人権規約B規約27条の解釈指針となっている上記一般的意見の、締約国の積極的措置として必要とされる「文化及び言語を発展せしめる」「積極的措置」として著しく不十分であり、結局B規約27条及び憲法13条に違反する。

(ウ) 異文化の伝承への配慮がない。

中国帰国者2世等に対する九弁連のアンケートの結果によると、中国

帰国者2世の世帯では、中国の食べ物を食べている68%、中国風の衣服を着ている23%、中国語を使って会話している78%、旧正月などの中国的な行事を行っている52%、中国の家具・置物がある14%、中国の雑誌・CD・DVDがある29%、中国のテレビの衛星放送等を受信している39%となっている。これに対して、中国の物は何もないとの回答はわずか9%となっていて、中国帰国者2世の世帯でも文化的な背景は中国にあることが認められる。

そして、中国帰国者3世の日本語能力については上述のアンケート結果によると日本語に苦手を持つものはほとんどおらず、他方3世の中国語の能力については、その接する機会が次第に薄れていく傾向にある。

その結果主として中国語を得意とする1世、2世と主として日本語を得意とする3、4世との間では円滑なコミュニケーションに支障が出ている傾向にある。

そもそも前述の国連人権規約B規約27条によれば、言語的・文化的マイノリティを含むマイノリティが他の文化や言語を保持したままであっても、そのままの姿で社会に受け入れられる権利（国が積極的措置をとる義務も含む）に言及している。同条の解釈指針となる自由権規約委員会の一般的意見23（1994年4月6日採択）においても「マイノリティの同一性を保護し、マイノリティの構成員が他の構成員とともに自己の文化及び言語を享有発展させ、または自己の宗教を実践する権利を保護するための締約国による積極的措置もまた必要である」と指摘しているところである。

すなわち、異文化を持った人々が日本社会内で、母国で生活していたときと同じように自分の文化に誇りを持ち、自己決定権を持ちながら自分らしく生活できるように締約国が配慮し、積極的措置を取るべきなのである。そして、自らの文化を、学校を含む教育の場において、その子

供たちに伝えることができる環境整備も国の義務である。この義務の履行としては様々なことが考えられるが、一例を挙げれば、学校教育での中国語・中国文化講座や、国や自治体の財政支援の下での公民館での中国語講座・中国文化伝承等の行事などがある。

しかし、中国帰国者2世等に対する九弁連のアンケートの結果から、家庭内でのコミュニケーションにおいて1, 2世と3, 4世との間に不都合が生じている傾向が認められ、この文化の伝承の前提すら確保されていない。

したがって、このような異文化伝承に対する配慮がない国の施策は、積極的措置について国に一定の裁量があるとしても、B規約27条及び憲法13条に違反している。

(4) 基礎的諸条件を完全に補完するという観点からの人権侵害性

ア 教育を受ける権利

(ア) 評価基準

憲法上の「教育を受ける権利」は子どものみに保障されるものではなく、かつ、国際人権規約A規約13条2項は初等教育の義務化・無償化の保障をし、初等教育を受けなかった者またはその全過程を終了しなかった者に対して基礎教育の可及的な奨励及び強化を謳っている。この趣旨は、日本社会で生活するための基礎的諸条件のうち教育的側面で欠ける者を無くすというものと見るべきである。

しかして、平均的な日本人は、日本社会において一人の市民として自立して生活して行くために、最低限9年間の義務教育を受けることで日本社会において憲法上のあらゆる権利を享受し、主権者として自立して生きていく上での基礎的諸条件を身につけるに至っている。現代の日本では90%を超える者が後期中等教育（高等学校教育）を受け、後期中等教育は事実上準義務教育化され、基礎的諸条件の充足するために必要

不可欠なものと大多数の国民には認識されている。

従って、少なくとも、外国で長年生活したため9年間の義務教育を受けなかった者またはその過程を終了しなかった者は、9年間の義務教育に相当する基礎教育を受ける権利を有しており、他方、日本政府はどのような基礎教育の物的施設・人的配置・制度・教育方法などを整備すべきである。

また、国際人権規約A規約13条2項は、技術的及び職業的教育を含む中等教育をすべての適当な方法により一般的に利用可能でありすべての者に対して機会が与えられることを謳っている。

中国帰国者は、中国で生活せざるを得なかったため日本での技術的・職業的中等教育を受ける機会を与えられず、同じような職業でも日本と中国での資格が異なるなどの事情もある。

従って、国は、中国帰国者、特に未だ就労世代にある中国帰国者2世に対し、技術的職業的中等教育を受けることを保障するための積極的措置（たとえば職業教育に関する特別枠、中国での教員、両国の資格を架橋するプログラムの整備）を採るべきである。

（イ）判断

中国帰国者2世等に対する九弁連のアンケートの結果によれば、帰国者の6割が日本語学習を受けたと回答しつつも、日本語の会話については5割近くが「あまりできない」「ほとんどできない」と回答し、日本語での読み書きについては6割近くが「あまりできない」「ほとんどできない」と回答している。

これは日本社会に適応する基礎的諸条件としての教育、すくなくとも9年間の義務教育の到達点に相当する教育を満たす教育が帰国者に与えられていないことを意味する。実際、2008年の改正支援法により、一定の地域生活支援事業として、身近な地域での日本語教室支援事業等

が行われているが、別紙２の厚生労働省への照会に対する回答のとおり、その事業申請数は全国で６０～８０件程度に過ぎないものであり、教育体制に関する部分は不十分であるといえる。

また、技術的職業的中等教育を受けることを保障するための積極的措置についても、別紙２の厚生労働省への照会に対する回答や別紙３の九州内の主要自治体に対する照会に対する回答からは、これが行われているとは認められない。

よって、中国帰国者に対する教育措置は、憲法２６条の教育を受ける権利、国際人権規約Ａ規約１３条２項のｄ号に違反している。

イ 労働の権利

（ア）評価基準

憲法２６条１項は、勤労の権利を保障し、国際人権規約Ａ規約６条１項も労働の権利を認め、締約国がこの権利を保障するために適切な措置を取る義務を負うことを定める。これは、国に各人が適切な就業ができる機会が得られるように労働市場を整え、可及的に完全かつ生産的な雇用を達成するための技術及び職業の指導及び訓練に関する計画等をする義務を負うものである。また、国際人権Ａ規約１３条２項ｂは、全ての者に、利用可能な職業的教育を含む中等教育を保障している。労働こそが人間の自己実現にとって最も重要なもののの中のひとつであり、かつ、経済的生活の基礎であるのだから、国にとって上記義務を等閑視することは許されない。もとより、労働市場の整備、雇用の達成のための技術職業の指導及び訓練などをどのようにどの程度するかはある程度広い立法裁量に属することである。

しかしながら、中国帰国者は、一面では中国で長年特定の職業の経験を積み就業してきた者であり、他面では国の帰国措置の放置（人権侵害行為）によって日本ではなく中国でその当該職業に就くことを余儀なく

されていたものである。そして、中国帰国者1世が帰国できたとき既に40歳～60歳を超え、また、中国帰国者2世の多くが帰国できたとき既に30～40歳を超えていたという事情に鑑みるならば、中国帰国者が日本において経済的生活の基盤を確保し、自己実現を図れるような就労に従事するためには、一般の日本人を対象とした労働市場の整備、技術職業の指導及び訓練よりも一層きめ細かな施策が必要であるといえる。

そうだとすれば、例えば、中国帰国者が帰国して就業を希望する場合、①経済的生活の基盤の確保や自己実現が可能な職業に就業できるような訓練・教育、職業斡旋等の積極的措置や、②職業訓練での特別枠等、③中国文化の交流事業などでの積極的役割・就業機会の創設などの積極的措置を取る義務がある。

(イ) 判断

中国帰国者2世等に対する九弁連のアンケートの結果によると、中国帰国者2世の9割以上が帰国後仕事に就いたものの、他方で職種としては単純作業が多く、不安定な労働環境におかれ、さらに非正規雇用が過半数を占めるという不安定な身分に置かれている。

国の施策としては、2008年改正支援法下において、中国帰国者2世、3世に対する就労支援がもうけられたが、前述のようにこれは全くといってよいほど機能していない状態にある。特に、中国残留孤児の2世は、未だ就労世代にある者も多く、このような状況は決して見過せるものではない。

また、2008年の改正支援法の際には、中国帰国者1世の就労自体が高齢化に伴い困難となりつつあったことから、労働の権利の侵害を回復するための具体的な措置が採られず、専らこれを補完する生存権侵害の回復だけに焦点が当てられたが、希望するものには、就労に関する施

策も十分に与えられるべきであり、何ら施策を講じていないこともまた看過できるものではない。

このような不十分な就労に関する支援の状況は、憲法26条12項の勤労の権利を侵害し、国際人権規約A規約6条1項2項に違反する。

ウ 生存権

(ア) 評価基準

憲法25条は、生存権を保障する。本来、生存権保障の方法についても一般には、広い立法及び行政の裁量に委ねられている面がある。しかしながら、既述のとおり、中国帰国者2世は、国によって格別の人権回復を行われるべき者として位置づけられるべき者なのであるから、このような特別な事情を考慮し、中国帰国者2世の生存権保障については、一般の日本国民と同様の裁量の対象と考えることはできないことに留意するべきである。

従って、人権回復の観点から、中国帰国者2世を対象とした独自の生存権保障のための社会保障制度が構築されるべきである。

年金制度の適用についても、帰国者を対象とする独自の年金制度の創設が図られるべきであるが、仮に、既存の国民年金制度の適用対象とするとしても、中国帰国者1世に対して採られた平成8年（1996年）の特例措置において掛金を支払えなかったのは既述のとおりであり、むしろ国の側の責めに帰すべき事情によるものであることに鑑みるなら、平成8年の中国帰国者1世に対する特例措置よりも充実した特例措置を行うことや高齢化しもはや追納等が困難な中国帰国者2世に対しては、無条件で満額の支給を行うことも十分に検討されるべきである。

(イ) 判断

a 生活保護制度との関係

この点、中国帰国者1世については、前述のとおり、2008年の改正支援法により、生活保護に替わる支援給付制度が採られたが、中国帰国者2世はその適用外とされている。

中国帰国者2世等に対する九弁連のアンケートの結果によると、中国帰国者2世の生活保護受給率は21パーセントであり、この数字は他の日本国民全体の生活保護受給率が1.7パーセントであることから極めて高いという傾向が認められ。

そもそも生活保護制度は、基礎的諸条件が同一の人々が病気等の理由により就労が困難となった場合に、最後のセーフティネットとして機能するものであり、日本語能力の観点や義務教育を受けていないという観点などから、そもそも基礎的諸条件に欠けている中国帰国者はその枠外にある人々である。

以上のように本来的には生活保護制度の枠外に置かれるべき中国帰国者2世を生活保護制度によって経済的自立を促そうとする国の施策は公平の理念からの原理的な疑問があると言わなければならない。

更には、生活保護の受給によって、人間としての尊厳を奪われ、或いは中国の親族方への帰省や墓参りができないなど、普通の市民として当然に享受できる自由を奪われるなどの看過できない副次的な人権侵害状況が招来させられている。

以上のような施策をしないまま中国帰国者2世が、年金が受給できず、又は、ごく少額の年金の受給に甘んじているのを放置していることは憲法25条の生存権の保障に違反した国の立法不作為であるといわざるを得ない。

b 国民年金制度との関係

国は、中国帰国者2世に対する格別の年金制度を設けることなく、

国民年金の対象者として位置づけている。

そして、中国帰国者 1 世に対して採られた特例制度や貸付制度すら中国帰国者 2 世には何らもうけず、2008 年の支援法改正の際にも国民年金の満額受給のための措置は中国帰国者 2 世には適用されなかった結果、多くの中国帰国者 2 世が年金を全く受給できないか又はごく少額の年金の受給に甘んじている現状であり、これが、中国帰国者 2 世の老後の生活に対する深刻な不安の淵源をなしていることに思いを致すなら、格別の年金制度を設けていないことは憲法 25 条に違反しているというべきである。

(5) 家族の保護の観点からの人権侵害性（国際人権規約 A 規約 10 条 1 項，同 B 規約 23 条 1 項）

ア 評価基準

中国帰国者の被害回復においては、30 年～50 年以上にわたって中国で形成されてきた家族との紐帯を維持しうる方策をあわせて取ることなしに、市民生活や社会生活の被害回復は実現しえない。何故なら、家族こそが社会における最も基礎的かつ自然の紐帯だからである。

世界人権宣言 16 条 3 項は「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」とし、国際人権規約 A 規約 10 条 1 項，同 B 規約 23 条 1 項も同趣旨を規定している。（さらに子供の権利条約には「父母によって養育される権利」（7 条 1 項）や「父母から分離されない権利」（9 条）が規定されているところである。）。

もちろん、家族の機能としては、第 1 には未成年の子どもの養育の保護であるが、家族の範囲については国や地域によって一義的ではなく、成人した子どもと親との人間的紐帯も人間らしい生活のために不可欠なものであり、自由な交流の保障が財政的措置も含めなされる必要がある。

イ 判断

中国帰国者1世については、2008年の改正支援法の施行により、中国の養父母との交流が比較的容易になったが、未だ帰国期間が原則2か月に制限されていることから、十分に中国の養父母等と交流が行えないという状況におかれている。

また、中国帰国者2世も、その父母のいずれかが中国人であることが多く、また、中国帰国者1世の中国での養父母（2世から見れば祖父母）も存在することから、中国帰国者1世と同様に、日中両国にまたがって2つの家族を有する。このことは、日本政府の帰国措置の放置等の人権侵害の結果必然的に生じたものである。

通常の日本人が家族との交流をするのに、その期間が制限されたり、収入認定されたりするということはない。しかるに、現在の生活保護行政又は支援給付行政においては、中国帰国者2世が中国の親族のもとへ帰省したり、墓参りをしたりした場合にその期間が収入認定される運用や中国帰国者1世の中国渡航期間が2か月を超えた場合に収入認定される運用が存在する。

2つの家族の生じた経緯・責任原因に鑑みれば、中国の親族方への帰省・墓参について、期間を制限したり、その期間を収入認定したりすることは、国際人権規約A規約10条1項、B規約23条1項に反し、人権侵害である。

また、上記で述べたように、中国帰国者2世に対して特別の年金制度を設ける場合、家族の保護の見地から、中国の親族方への帰省・墓参での交通費などが賄えるよう、年金額などを設定することが適切であることを付言する。

（6）中国帰国者2世の年金問題についての平等原則違反（憲法14条1項）

ア 中国帰国者2世の年金問題

前述のとおり、中国帰国者2世については、これまで中国帰国者1世に

対して採られてきた特例措置の適用がなく、2008年の改正支援法の施行後も、中国帰国者2世の年金問題については何らの手当てもなされず、既に老齢期を向かえ年金受給年齢に達している2世又は目前に年金受給年齢が迫った中国帰国者2世は、老後の生存権が脅かされている。

イ 評価基準

憲法14条1項が定める法の下での平等は、国民各自における事實的・実質的差異を前提として、法の与える特権の面でも法の課する義務の面でも、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うことを求めるものである。国民間における経済格差は、そのみをもって直ちに平等原則違反となるものではないが、格差が生じる前提に個人の努力ではいかんともしがたい事實的・実質的差異があり、それがもとで経済格差が生じているような場合は、そうした差異を取り除き、国民間における機会の平等を回復する積極的な義務が国に課されているというべきである。

老齢基礎年金の受給要件に関し、中国帰国者2世について一般国民との差異を認めず、一律の受給要件を適用することにより、中国帰国者2世が老齢基礎年金を受給できない結果となる問題は、国の過去の施策によって長年にわたり帰国が適わなかった中国帰国者2世に対して、個人の努力や選択ではいかんともしがたい事情を考慮せず、一般国民と同一の受給要件を適用する点で、まさに機会の平等を損なうものである。

老齢基礎年金の受給をはじめとする社会保障制度は生存権（憲法25条）によって導かれるところ、生存権は国民が生きる権利そのものであるから、当該権利について平等原則違反が問題になっている本件においては、こうした不平等が生じる取扱いの合理性について、事実に基づき厳格に判断しなければならないというべきである。

ウ 判断

前述のように、中国帰国者2世に対する年金受給の特例等の支援につい

て、九弁連が行った照会に対し、国は「支援法においては、今次の大戦に起因して生じた混乱等により中国等に残留を余儀なくされた中国残留邦人等の特別な事情に鑑み、ご本人への一時金の支給やご本人とその配偶者に対する支援給付の支給等の経済的支援を行うこととしているものであり、同様の事情にない2世の方に対して経済的支援を行うことは困難です。」と回答している。こうした国の回答の背景には、中国帰国者の問題を戦争被害と捉え、戦争の惨禍を直接体験したという中国帰国者1世の「特別な事情」が、戦後に生まれた中国帰国者2世には認められないという考え方があると思われる。

しかしながら、中国帰国者の問題は、戦争被害という概念のみで捉えられるものではない。戦前の満州移民政策及び戦争による混乱が問題の発端ではあるが、中国に取り残された人々が長年帰国できなかったのは、戦後の国の施策によるものである。国は、集団引揚打ち切り後、中国との間に国交がないことを理由に未帰還者を帰国させる手立てを怠り、むしろ未帰還者特別措置法を成立させ、同法に基づく戦時死亡宣告によって多くの未帰還者がもはや存在しない者として扱われることになった。中国との国交が回復した後も、国籍を理由に身元保証人を要求する等、帰国に向けての国の対応は遅々として進まない状況が続いた。

このように、戦後の国の施策によって帰国が遅延し、その結果老齢基礎年金の受給要件を満たすことが困難になったという点で、中国帰国者1世と2世の事情は全く同一である。戦後の国の施策によって中国帰国者1世の帰国が遅れたことが、そのまま中国帰国者2世の帰国の遅れにつながっているのである。

また、ようやく帰国事業が始まった後も、2世については国費帰国の対象を原則として未婚の未成年者に限定したため、親と一緒に国費で帰国できた2世はほんの一部にとどまり、ほとんどの2世は私費で帰国するほか

なかった。こうした国による2世に対する帰国制限によって、中国帰国者2世の帰国はさらに遅延する結果となったのである。

本件調査のアンケート結果によると、中国帰国者2世の帰国時の年齢は30代から40代が最も多いが、10代や20代で帰国している者もいることから、期間だけを形式的に見れば、25年以上の保険料の納付という老齢基礎年金の受給要件を満たすことが不可能ではない者もいる。

しかしながら、生まれてから帰国するまで中国文化の中で育った中国帰国者2世が、帰国してすぐに日本での生活に適應できるものではない。中国帰国者2世が日本での生活に適應していくには、言語や文化の面で、中国帰国者1世と同様か、あるいはより高いハードルを越える必要があると言える。それにもかかわらず、国費帰国した者が「定着促進センター」や「自立研修センター」で受けた日本語教育等の支援は不十分といわざるを得ず、中国帰国者2世の大部分を占める私費帰国者に至っては、そうした支援の対象とすらされていない。帰国後の支援が不十分であることにより、日本での生活になかなか適應できず、多くの中国帰国者2世が経済的に苦しい状況にあることは、生活保護を受給した経験がある者が60%を超えた本件調査のアンケート結果に如実に表れている。こうした一般国民との経済格差が戦後の国の施策によって生じた構造的なものであり、中国帰国者2世各人の努力や選択ではいかんともしがたいものであることは明らかである。

このように、中国帰国者2世が老齢基礎年金を受給する点で、一般国民との間で明らかな機会の不平等が生じているにもかかわらず、保険料の免除期間を設け、保険料の追納を認めるという平成8年の特例措置においても、老齢基礎年金の満額支給と生活支援給付を制度化した平成20年の特例措置においても、中国帰国者2世は対象外とされ、依然として一般国民との間の機会の不平等は是正されていない。また、年金の合算対象期間(力

ラ期間）の適用についても、前述のように、中国帰国者２世でカラ期間適用の対象となる人が存在するとは考えにくい以上、同制度の存在によって中国帰国者２世と一般国民との間の機会の不平等が是正されているとも言えない。

こうした中国帰国者２世と一般国民との間の機会の不平等が放置されていることについて、それを正当化する合理性は全く認められず、現在の取扱いはいかに平等原則に反する。沖縄、小笠原諸島の本土復帰時や拉致被害者（その子及び孫を含む）、さらには中国帰国者１世については、すでに老齢基礎年金の受給要件について特別措置が制度化されているが、個人ではいかんともしがたい事情により老齢基礎年金を受給する前提において一般国民と差異が生じている点で、中国帰国者２世も何ら異なるところはない。国には、すみやかに老齢基礎年金の受給要件を見直し、中国帰国者２世の機会の平等を回復する積極的な義務があるというべきである。

7 中国帰国者の現状に関する責任と打開の方策

中国帰国者１世の経済的な側面、すなわち、生存権の人権侵害については、２００８年４月１日の支援法の施行により、一定改善されてはいるが、未だ多文化共生の観点、基礎的諸条件を補完するという観点は何ら改善されておらず、現在、中国帰国者２世については、経済的な側面も含めて、その人権が侵害され続けている。

これらの中国帰国者が、日本人として、憲法上保障されたあらゆる権利を享受して豊かな生活により自己実現を達成するために、支援法の更なる改正等の立法措置を講じることを含めて、次の施策を提案する。

（１）多文化共生の観点からの施策

ア 中国帰国者が中国語だけでも安心して暮らせることを政策目標とし、少なくとも生命健康に関する場面（地域の総合病院等）及び公共性の強い場

面（公的機関）について中国語の通訳を十分配置すること。

イ 中国帰国者が主権者として選挙権を適切に行使できるように，選挙公報等の情報を中国語で提供すること。

ウ 中国帰国者相互間及び中国帰国者と他の市民の交流を促進する施策（コミュニティの創設等）を強化すること。

エ 中国帰国者の文化の継承がその子孫に行えるよう3世さらには4世に対し，学校教育の場等において，配慮すること。

（2）基礎的諸条件の補完の観点からの施策

ア 教育を受ける権利について

（ア）中国帰国者の日本語習得の教育は，その希望に従い，中国帰国者の居住地域等にかかわらず，中学卒業程度の読み書き及び日常生活に不自由しないレベルまで受講を続けうる制度を策定し，そのための人的・物的設備やカリキュラムを充実させること。

（イ）中国帰国者のうち希望する者は，適齢期に受けられなかった日本の義務教育を受ける機会を保障するため，居住地の隣接学校において特別の教育プログラムを策定して実施すること。

イ 労働の権利について

中国帰国者のうち，希望する者に対し，早急に経済的生活の基盤の確保や自己実現が可能な職業に就くための訓練等を受けられる制度を整備・強化することや文化交流での積極的役割や就業機会の創設等を行うこと。

ウ 社会保障について

中国帰国者2世の生活保障を生活保護の受給に収斂させていくのではなく，人権侵害の回復や中国帰国者の人間らしい生活の充実の観点からそれにふさわしい特別の年金制度を創設すること。特に帰国が遅れた為に年金をかける期間が足りない中国帰国者2世に対する特別措置は直ちに立法化すべきである。

その際、下記「家族の保護」の視点から、中国帰国者2世が中国の親族への帰省及び墓参の費用が十分まかなえるようその年金額を設定すべきこと

(3) 家族の保護の観点からの施策

中国帰国者が日中両国の家族と交流できるよう積極的な施策を進め、速やかに、中国帰国者1世の中国渡航期間が2か月を超えた場合に収入認定するという運用、及び、生活保護制度において中国帰国者2世が中国の親族方への帰省及び墓参の期間の収入認定をすとの運用を廃止すること。

別紙

- 1 九弁連2004年7月6日勧告書主文
- 2 中国残留邦人等に関する照会について（回答）
- 3 九州内の主要自治体への照会に対する回答

別紙 1

九弁連 2004 年 7 月 6 日 勧告書主文

国は、1945 年の第 2 次世界大戦の終結前後において中国大陆に取り残された中国残留邦人の帰国のための積極的措置を可及的かつ速やかに取るべき義務があったのにそれを怠り、その結果、中国残留邦人の多くは、残留発生から 30 年以上経過した後に漸く帰国を果たすことができた。

このことは、国による、中国残留邦人の帰国の自由（憲法 22 条 1 項・2 項、世界人権宣言、13 条 2 項、国際人権 B 規約 12 条 4 項）の侵害に他ならず、その結果、中国残留邦人の多くが人生の過半に相当する期間、日本国での人権を享受できない状態を招来せしめた。その反射的な効果として、好むと好まざるとにかかわらず、中国残留邦人は、中国文化を持つ日本人という特殊な属性を持つ者となったものである。

従って、中国残留邦人の帰国は人権侵害状態から人権を回復する第一歩にすぎず、国は人権侵害回復義務の一環として、中国残留邦人の帰国後の人間の尊厳を確保する諸施策をなすべき基本的な義務を負担しているのである。

ところが、国による中国残留邦人に対する帰国後の施策は、第一に、多文化共生の視点を欠落していた。そのため、上記属性を持つ中国残留邦人帰国者（以下「帰国者」と略。）をありのままに受け容れることなく、日本社会への同化を強いるものであった。第二に、基礎的諸条件を完全に補完するという観点を欠いていた。そのため、帰国者の個々のレベルを等閑視し、全ての帰国者に対して漫然と諸施策が適用されたため、日本社会で日本語とその文化を受容して生きていくための基礎的諸条件の補完は極めて不十分だった。第三に、帰国者の家族の保護の観点を欠いていた。そのため、日中両国に 2 つの家族を有するに至っていた帰国者においては、日中両国の家族との交流を保障されるべきなのに、その保障はなされていなかった。

そこで、当連合会は貴殿らに対して、帰国者の人権回復のため次の諸施策を最低限のものとして検討実施するよう勧告する。

そして、その検討実施に際しては、帰国者のほとんどがすでに60歳を超え、残された時間は長くないことに鑑み、速やかになされることが不可欠であることを付言する。

1 多文化共生の観点からの施策

- (1) 中国帰国者が中国語だけでも安心して暮らせることを政策目標とし、少なくとも生命健康に関する場面（地域の総合病院等）及び公共性の強い場面（公的機関）において中国語の通訳サービスを適時に受けられるように措置すること。
- (2) 帰国者が主権者として選挙権を適切に行使できるように、選挙公報等の情報を中国語で提供すること。
- (3) 帰国者相互間及び帰国者その他の市民の交流を促進する施策（コミュニティの創設等）を強化すること。

2 基礎的諸条件の補完の観点からの施策

(1) 教育を受ける権利について

ア 帰国者の日本語習得の教育は、その希望に従い、帰国者の居住地等にかかわらず、中学卒業程度の読み書き及び日常生活に不自由しないレベルまで受講を続けうる制度を策定し、そのための人的・物的設備やカリキュラムを充実させること。

イ 帰国者のうち希望する者は、適齢期に受けられなかった日本の義務教育を受ける機会を保障するため、居住地の隣接学校において特別の教育プログラムを策定して実施すること。

(2) 労働の権利について

帰国者のうち、希望する者に対し、早急にできるかぎり中国での職業経験を生かせるような訓練等を受けられる制度を整備・強化することや文化交流での積極的役割や就業機会の創設等を行うこと。

(3) 社会保障について

帰国者の生活保障を生活保護制度の受給に収斂させていくのではなく、人権侵害の回復や帰国者の人間らしい生活の充実の観点からそれにふさわしい特別の年金制度を創設すること。

その際、下記「家族の保護」の観点から、帰国者が中国の養父母方への帰省及び墓参の費用が十分まかなえるようその年金額を設定すべきこと。

3 家族の保護の観点からの施策

帰国者が日中両国の家族と交流できるよう積極的な施策を進め、速やかに、生活保護制度において帰国者が中国の養父母方への帰省及び墓参の期間の生活保護の受給停止措置を廃止すること。

別紙 2

平成 2 5 年 1 0 月 3 日

九州弁護士会連合会人権擁護委員会 御中

厚生労働省社会・援護局援護企画課
中国残留邦人等支援室

中国残留邦人等に関する照会について（回答）

平成 2 5 年 9 月 1 0 日付けで照会のありました事項について、別紙のとおり回答いたします。

【照会事項 1】

(1) 新たな支援策である①老齢基礎年金の満額支給、②老齢基礎年金の満額支給による対応を補完する支援給付、③支援・相談員、④地域支援における生活支援給付事業、⑤2世、3世に対する就労支援について、平成20年度から平成25年度までの予算額及び決算額をご教示下さい。

(回答)

別添1 参照

(2) 上記(1) ①の老齢基礎年金の満額支給について、現在までに一時金の支給を受けた人員の総数をご教示下さい。また、上記②の支援給付について、平成20年度から平成24年度までの被支援世帯数、被支援実人員、支援給付の種類別の内訳をご教示下さい。

(回答)

①平成25年8月末現在で6, 176名です。

②別添2 参照

(3) 上記(1) ③の支援・相談員の設置について、平成20年度から平成24年度までの委託先の都道府県及び市町村ごとの配置状況をご教示下さい。

(回答)

別添3 参照

(4) 上記(1) ④の地域生活支援事業について、(a) 地域における支援ネットワーク事業、(b) 身近な地域での日本語教育支援事業、(c) 自立支援通訳等の派遣事業、(d) 地域生活支援プログラム事業などの事業区分けごとに、平成20年度から平成24年度までの事業申請数(補助金申請数)をご教示下さい。その際、都道府県及び市区町村(「支援連絡会」及び「連絡協議会」を含む)ごとの事業申請数(補助金申請数)もご教示下さい。

(回答)

別添4 参照

(5) 上記(1)⑤の2世3世に対する就労支援について、(a) 職業相談・職業紹介(生活支援と連動した職業相談、「就労支援チーム」による就労支援)、(b) トライアル雇用助成、(c) 職業訓練(委託訓練の実施、公共職業訓練受講中の訓練手当の支給)、(d) 雇い入れ助成などの内容ごとに、平成20年度から平成24年度までの利用者数をご教示下さい。その際、公共職業安定所(ハローワーク)ごと又は都道府県ごとの利用者数もご教示下さい。

(回答)

①中国残留邦人等永住帰国者(以下「中国帰国者等」という。)に対する中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センターにおいて実施される生活支援と連動した職業相談件数、②生活保護受給者であって就労による自立を目指す中国帰国者等に対する「就労支援チーム」による支援対象者数、③中国帰国者等に関する公共職業訓練中の訓練手当の支給者数及び④中国帰国者等に対する特定求職者雇用開発助成金の支給決定件数の、平成20年度から平成24年度までのそれぞれの実績は、以下の①から④までのとおりです。

なお、いずれの実績も中国帰国者等の2世・3世に限定したものではありません。

また、中国帰国者等に対するトライアル雇用奨励金及び委託訓練については、平成20年度から平成24年度まで、利用実績がありません。

(実績)

①生活支援と連動した職業相談件数

平成20年度	2,395件
平成21年度	2,879件
平成22年度	2,478件
平成23年度	2,008件
平成24年度	1,968件

②「就労支援チーム」による支援対象者数

平成20年度	実績は把握していません。
平成21年度	8人
平成22年度	10人
平成23年度	3人
平成24年度	21人

③公共職業訓練中の訓練手当の支給者数

平成20年度	19人
平成21年度	11人
平成22年度	3人
平成23年度	3人
平成24年度	12人

④特定求職者雇用開発助成金の支給決定件数

平成20年度	10件
平成21年度	13件
平成22年度	3件
平成23年度	3件
平成24年度	1件

【照会事項2】

- (1) 平成8年の国民年金の特例措置の対象者には2世の方々を含まないということとよいでしょうか。仮に2世の方々を含むとする場合、その人数等については把握していますか。把握している場合、その数をご教示下さい。
- (2) ①老齢基礎年金の満額支給制度（平成20年（2008年）の特例措置）、
②老齢基礎年金の満額支給による対応を補完する支援給付制度の対象者には2世の方々を含まないということとよいでしょうか。仮に2世の方々を含むとする場合、その人数等については把握していますか。把握している場合、その数をご教示下さい。

(回答)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下、「支援法」と言います。）の規定に基づく国民年金の特例措置、老齢基礎年金等の満額支給のための一時金及びそれを補完する支援給付のいずれの制度についても、2世（※）の方は対象とはなりません。

※ 2世とは「父母のいずれか一方が支援法第2条に規定する中国残留邦人等であって、ご自身が中国残留邦人等ではない方」を指します。

- (3) 2世の方々に、合算対象期間（カラ期間）の適用の対象となる方はおられますか。おられるとする場合、具体的にどのような場合対象となるのか、例を挙げてご教示下さい。（個人の特定にかかる事情は開示いただく必要はありません）また、おられるとする場合、その人数をご教示ください。

(回答)

合算対象期間（カラ期間）の適用については、国民年金法に基づき、日本国籍を取得した方又は永住者の在留資格を取得した外国人の方に一般に適用されるものです。なお、当室においては、対象人数等は把握していません。

【照会事項3】

前記2において、いずれの年金規定も2世に対し適用がない又は適用があっても限定的である場合には、帰国時の年齢等から年金を受給できない又は受給できても定額にとどまる2世が多数生じる事態が予想されますが、これらの2世に対して、新たな年金の特例措置の創設等の対策を検討しているのでしょうか。検討している場合には、その検討内容を具体的にご教示下さい。

(回答)

支援法においては、今次の対戦に起因して生じた混乱等により中国等に残留を余儀なくされた中国残留邦人等の特別な事情に鑑み、ご本人への一時金の支給やご本人とその配偶者に対する支援給付の支給等の経済的支援を行うこととしているものであり、同様の事情にない2世の方に対して経済的支援を行うことは困難です。

なお、中国残留邦人本人と2世の関係を踏まえ、中国帰国者支援・交流センター及び各自治体での日本語教育など可能な範囲で2世の方への支援を行っていきたいと考えています。

【照会事項4】

国費帰国の対象となる中国残留邦人2世、3世で国費帰国援護を受けるのは、
①満20歳未満で未婚であるもの
②身体等に障害を有する成年の子または在学中のもので1世と同伴する場合
③身体に障害を持つ1世や高齢の1世を扶養するために同伴する成年の子1世帯であると理解しておりますが間違いないでしょうか。

それぞれの根拠法令及び規定された趣旨、法令改正の経緯につき時系列でご教示下さい。

(回答)

中国残留邦人等が永住帰国する場合に、当該中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する親族に対して本邦への旅行に要する費用を支給できる者は、支援法施行規則第10条に規定されており、当該中国残留邦人等に同行する以下の方です。

- 一 配偶者
- 二 二十歳未満の実子（配偶者のないものに限る）
- 三 日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある実子（配偶者のないものに限る）であって、当該中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けているもの
- 四 実子であって、当該中国残留邦人等（五十五歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会生活に相当程度の障害があるものに限る）の永住帰国後の早期の

自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため本邦で生活を共にすることが最も適当である者として当該中国残留邦人等から申出のあったもの

五 前号に規定する者の配偶者

六 前各号に規定する者に準ずるものとして厚生労働大臣が認める者

なお、第六の厚生労働大臣が認める者とは、第二、三、四に相当する養子、第四の扶養担当実子・養子の実子又は養子（配偶者のいないものに限る）で二十歳未満の方か日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある方で扶養担当実子・養子又はその配偶者の扶養を受けている方、養父母であって他に扶養する方がいないために当該中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けている方などです。

本施行規則は中国残留邦人等が永住帰国するにあたり、中国残留邦人等又は配偶者の扶養対象となる親族がいる場合に当該親族の旅費の支給を行うこと及び中国残留邦人等が障害を有する場合や中国残留邦人等が高齢の場合に本人、配偶者のみでは帰国後に安定した生活を営むことが困難なので、中国残留邦人等を本邦で扶養する親族に旅費の支給を行うこととしたものです。

改正経緯としては、第四号は平成6年10月1日の法施行時においては65歳以上でしたが、平成7年4月1日に60歳以上、平成9年4月1日に55歳以上に改正されています。

1—(1) 予算額及び決算額について

① 老齢基礎年金の満額支給

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算現額	6,260,755,600	437,894,100	215,897,000	252,968,000	369,423,000	373,926,600
決算額	6,074,257,729	437,860,100	215,551,665	252,611,216	368,730,743	—

(単位:円)

② 老齢基礎年金の満額支給による対応を補完する支援給付

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算現額	8,633,443,000	8,620,490,000	8,749,409,000	9,190,044,000	9,196,450,000	9,290,776,000
決算額	7,897,379,882	8,620,490,000	8,749,409,000	9,190,044,000	9,150,934,808	—

(単位:円)

③ 支援・相談員等(支援給付指導監査経費(21年度から予算措置)を含む。)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算現額	482,732,000	490,550,000	547,194,000	488,560,000	445,462,000	448,882,000
決算額	391,435,899	423,118,865	439,977,018	467,764,883	440,795,829	—

(単位:円)

④ 地域における生活支援事業

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算現額	508億円の内数	210億円の内数	240億円の内数	200億円の内数	237.238億円の内数	250億円の内数
決算額	437,183,322	386,004,795	455,621,271	401,630,760	集計中	—

(単位:円)

⑤ 2世3世に対する就労支援

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算現額	20,804,000	21,452,000	21,432,000	22,591,000	22,593,000	22,292,000
決算額	18,425,331	18,718,618	18,764,001	19,415,864	19,773,771	—

(単位:円)

被支援世帯数及び被支援実人員

	被支援世帯数	被支援実人員
平成20年度	4,624	7,275
平成21年度	4,740	7,404
平成22年度	4,728	7,348
平成23年度	4,709	7,279
平成24年度	4,655	7,154

※本表の数値は福祉行政報告例に基づく年度末の数値である。

※平成23年度までは確定数。

支援給付の種類別人員

	生活支援給付	住宅支援給付	介護支援給付	医療支援給付	その他の支援給付
平成20年度	7,201	6,968	796	6,395	38
平成21年度	7,314	7,059	897	6,597	42
平成22年度	7,244	6,964	1,037	6,598	40
平成23年度	7,191	6,865	1,165	6,619	36
平成24年度	7,074	6,752	1,315	6,597	37

※本表の数値は福祉行政報告例に基づく年度末の数値である。

※平成23年度までは確定数。

※「その他の支援給付」は、「出産支援給付」「生業支援給付」「葬祭支援給付」の合計である。

支援・相談員配置状況

(単位：人)

都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
北海道	10	12	13	13	13
青森県	7	7	7	7	7
岩手県	5	5	7	7	7
宮城県	4	4	4	4	5
秋田県	6	3	3	2	2
山形県	6	6	6	6	6
福島県	11	11	11	10	8
茨城県	2	2	2	3	3
栃木県	10	7	7	9	9
群馬県	14	9	10	10	10
埼玉県	18	17	17	19	20
千葉県	39	49	49	50	50
東京都	77	71	72	72	71
神奈川県	12	11	14	16	16
新潟県	4	5	4	5	4
富山県	3	2	3	3	3
石川県	7	7	9	9	9
福井県	3	3	3	2	3
山梨県	6	7	7	7	7
長野県	25	26	26	26	25
岐阜県	10	9	9	8	7
静岡県	11	10	9	9	9
愛知県	20	23	24	26	26
三重県	3	4	4	4	5
滋賀県	2	2	2	2	2
京都府	6	7	7	8	8
大阪府	15	30	29	30	29
兵庫県	6	16	16	7	7
奈良県	9	10	10	10	11
和歌山県	2	3	4	4	4
鳥取県	2	2	1	1	1
島根県	3	2	2	2	2
岡山県	11	13	11	10	9
広島県	5	6	6	6	6
山口県	0	1	1	1	2
徳島県	2	2	2	2	2
香川県	3	3	3	3	3
愛媛県	2	2	2	2	2
高知県	5	7	4	5	4
福岡県	23	41	49	47	45
佐賀県	5	7	9	7	7
長崎県	5	5	5	5	5
熊本県	3	3	3	3	3
大分県	2	2	2	2	2
宮崎県	3	3	3	3	3
鹿児島県	2	7	8	8	8
沖縄県	1	1	1	1	1
合計	430	485	500	496	491

(別添4)

事業ごとの事業申請数

(単位:箇所)

メニュー	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1. 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業	104	163	192	182	186
2. 身近な地域での日本語教育支援事業	59	83	87	86	82
3. 自立支援通訳等派遣事業	200	208	202	197	185
4. 中国残留邦人等地域生活支援プログラム事業	155	215	236	244	239

都道府県ごとの事業申請数

(単位:事業)

都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
北海道	16	14	16	15	21
青森県	10	15	12	11	12
岩手県	7	9	5	5	4
宮城県	9	8	9	9	9
秋田県	4	7	9	9	9
山形県	11	11	10	11	11
福島県	10	12	14	12	13
茨城県	7	5	8	8	7
栃木県	5	6	10	11	9
群馬県	7	5	4	4	4
埼玉県	14	20	21	22	19
千葉県	14	24	21	21	19
東京都	59	128	142	128	122
神奈川県	18	24	33	28	28
新潟県	7	7	4	7	7
富山県	3	2	3	4	4
石川県	7	7	7	8	8
福井県	1	4	6	6	5
山梨県	7	8	7	9	7
長野県	27	28	31	29	27
岐阜県	3	3	3	3	3
静岡県	10	11	11	8	8
愛知県	36	34	33	32	31
三重県	5	5	5	5	5
滋賀県	0	4	3	5	5
京都府	15	15	17	18	18
大阪府	50	53	55	55	55
兵庫県	12	32	35	38	38
奈良県	13	17	17	18	16
和歌山県	1	4	5	6	7
鳥取県	4	2	5	4	6
島根県	5	7	8	7	8
岡山県	9	12	13	12	14
広島県	14	15	18	19	18
山口県	1	1	1	1	2
徳島県	2	0	1	0	3
香川県	6	6	6	8	6
愛媛県	3	4	5	5	5
高知県	6	5	6	6	6
福岡県	42	47	47	48	39
佐賀県	3	2	5	5	5
長崎県	7	15	15	18	17
熊本県	9	11	11	11	11
大分県	8	5	5	5	6
宮崎県	3	4	4	3	3
鹿児島県	3	5	6	6	6
沖縄県	5	6	5	6	6
合計	518	669	717	709	692

九州内の主要自治体への照会に対する回答

照会事項 番号	1		2	3	4				5	6	7	8					
照会内容	国費帰国者数、私費帰国者数(把握されている場合) (件数、残留邦人本人数、 配偶者数、同伴家族数の 内訳	・私費帰国者の把握 方法 ・私費帰国者数を把 握されていない場合、 その調査等、把握の ための具体的措置を とられているかどうか	支援給付の被 支援世帯数及 び被支援実人 員	国から委託を受けて、中国残留邦 人等とその配偶者及び2世、3世に 対するに対する「援護対策事業(身 元引受人手当等の中国帰国者援護 対策費や支援・相談員設置費な ど)」を行っているか。行っている場 合、具体的内容、利用者数(平成2 0年度～平成24年度)	中国残留邦人等とその配偶者及び2世、3世に対する「地域生活支援事業(国の100%補助事業)」として、下記の各分野において具体的にどの ような支援を行っているか、 それぞれの支援の利用者数(平成20年度～平成24年度)				中国残留邦人等と その配偶者及び2 世、3世に対して、貴 自治体独自の予算で 支援策を実施してい る場合には、その支 援策の具体的内容、 利用者数(平成20年 度～平成24年度)	3～5で回答した援助の対象者につ いて1世、2世、3世の別、また国費 帰国者、私費帰国者の別によつて 異なっているか、異なっているとし る場合その具体的な内容	自治体として特に2 世、3世の支援のた めに行っている事業 等	自治体における中国帰国者関係の予算(平成19年度～24年度)					
					(1)地域における支援ネット ワーク事業に関するもの	(2)身近な地域 での日本語教 育支援事業に 関するもの	(3)自立支援通訳等(自立支援通 訳、自立指導員、就労相談員、巡 回健康相談)の派遣事業に関する もの(通訳、指導員、相談員等の 人的体制	(4)地域生活支援プログラム事業									
福岡県	県内国費帰国者総数 475人 残留邦人本人 148人 配偶者79人 同伴家族 248人	現在のところ行ってい ない。	県独自 10世帯11人 残留邦人本10 人 配偶者1人	支援相談員、身元未判明孤児肉親 調査員の設置	ふれあい交流事業(H21.6 ～)餃子作り、太極拳体操、 伝統踊りの披露等 H21 12回 計413人 H22 7回 計321人 H23 3回 計150人 H24 3回 計148人	実施なし	■自立指導員 H20 2回、H21 3回、H22 1回 H23 0回、H24 0回 ■自立支援通訳 H20 27回、H21 7回 H22 1回、H23 1回、H24 2回 ■就労相談員 H20 39回、H21 69回 H22 32回、H23 52回 H24 37回	■ふれ愛電話(訪問含む、H20.4～) ・電話 H20 143回 H21 185回、H22 205回 H23 178回、H24 229回 ・訪問 H20 7回 H21 11回、H22 20回、H23 36回 H24 41回 ■中国帰国者日本語交流、通訳養成事業(H22.8～) H22 232人、H23 321人、H24 148人 ■中国帰国者地域生活力向上訓練事業(H23.6～) ※H24.3 センセルコに餃子のお店「六福」をオープンさせ た。 H23 講師1名、訓練生2名、支援コーディネーター2名 H24 講師2名、訓練生3名、支援コーディネーター3名	実施なし。	・地域における中国残留邦人支援 ネットワーク事業については対象者 を定めていないので区別はない。 ・身近な地域での日本語教育支援 事業、自立支援通訳等派遣事業は 中国残留邦人、配偶者、中国残留 邦人等の未成年の子(帰国時)、中 国残留邦人等と同伴入国した子世 帯に限られる。 ・日本語教育等通所活動推進(交通 費、教材費)は上記太字下線部対 象者のうち未成年の子、同伴入国 の子世帯については生活保護受給 者のみ ・親族訪問訪中支援は残留邦人、 配偶者については支援給付、生活 保護受給者のみ、未成年の子、同 伴入国した子世帯については生活 保護受給者のみ	中国帰国者日本語 交流、通訳養成事業 (H22.8～)中国帰国 者地域生活力向上 訓練事業(H23.6～) を特に行っている。	H20 2427万9000円 H21 600万6000円 H22 493万0000円 H23 365万8000円 H24 300万2000円	支援相談員の設置等 0円 支援給付監査指導 72万5000円 174万8000円 83万9000円 74万7000円	地域生活支援事業 1548万4000円 1500万円 1553万1000円 1615万円 1396万2000円	支援給付 3283万8000円 3319万8000円 3335万5000円 3091万1000円 2915万4000円	合計額 7304万1000円 5492万9000円 5556万4000円 5155万8000円 4686万5000円	
福岡市	国費帰国者数298人 本人93人、配偶者51人、同 伴家族154人	把握していない。	85世帯132人	実施していない。	地域住民の理解を得るため の説明会開催(H20) 太極拳交流会実施団体への 委託(H23～) 中国残留邦人等と地域住民 との交流事業実施委託(H 24) 利用者数 H20 30人 H21 実績なし H22 実績なし H23 1200人 H24 5823人	H20 実績なし H21 689 H22 774 H23 600 H24 268	H20のみ自立支援通訳派遣 通訳登録者16人 派遣回数180回	日本語学習等の通所支援(利用者数) H20 45 H21 51 H22 51 H23 48 H24 52	実施なし。	4の(1)～(3)については1世、2世、3 世の区別なし。 4の(4)については国費帰国者のみ	実施していない	関連費総額 H20 3億1328万8000円 H21 2億3296万4000円 H22 2億6286万5000円 H23 3億0843万5000円 H24 2億8679万6000円					
北九州市	国費帰国者数90人 本人20人、配偶者13人、同 伴家族57人 私費帰国者数29人	国費帰国者からの聞き 取り等により、平成 24年12月末に確認	20世帯30人	支援相談員8名を配置(全員、自立 支援通訳と兼務) 事業実績1814件(H21～24)	厚労省が実施する各種会議 やセンター等が開催する研 修会等へ例年担当職員1、2 名が参加している。	中国帰国者に 対する語学講 習会を北九州 市日中友好協 会に委託し独 自事業として実 施してきた(H 20まで) H21.9～は国庫 補助による事業 とし、日中友好 協会に加え(公 財)北九州国際 交流協会にも 委託している	中国帰国者支援交流センターでの日本語教室や、その他 交流事業への通所費用の支援。 92人(H20～24)	該当なし	国費帰国者に対しては国の制度に 則って支援している。 私費帰国者に対する支援は行っ ていない。	なし	支援給付 H20 1億2182万8000円 H21 6828万1000円 H22 8524万5000円 H23 8181万7000円 H24 7070万8000円 支援事業 H20 479万300円 H21 931万0000円 H22 950万7000円 H23 950万7000円 H24 1069万0000円						
佐賀県	県内把握帰国者総数113人 国費帰国者数 49人 (本人19人、配偶者4人、同 伴家族26人) 私費帰国者数 64人	市及び福祉事務所か らの報告により確認 している。	13世帯17人 支援給付受給 人員 H20 17人 H21 20人 H22 20人 H23 20人 H24 17人	中国帰国者定着促進センターが実 施する遠隔学習課程受講者に対 する講師派遣 支援給付金支給、支援相談員設置	平成22年度より地域で日本 語交流事業を行っている 草花教室、習字教室、太極 拳教室、料理教室、音楽教 室	■自立指導員 H20 5回、H21 2回、H22 2回 H23 2回、H24 2回 ■自立支援通訳 H20 3回、H21 4回 H22 1回、H23 0回、H24 1回	中国帰国者支援、交流センターが行う日本語学習への支援 (交通費) H20 0人 H21 0人 H22 1人 H23 1人 H24 1人	弔慰金 指導員 H20 2人 13人 H21 1人 2人 H22 1人 2人 H23 1人 1人 H24 2人	■支援給付、地域生活支援事業等 は国の定めによる。 ■県単の自立相談員派遣対象者 →永住帰国した残留邦人が呼び寄 席をした国の援護対象とならない二 世等(直系の孫家族まで)	特になし。	合計額(支援給付含まず) 支援給付額 H20 591万0000円 3005万5000円 H21 313万8000円 3100万1000円 H22 243万4000円 3611万9000円 H23 330万2000円 3272万円 H24 333万3000円 3841万1000円						
佐賀市	把握していない現時点では 具体的な措置はとっていな い。	同左	被支援世帯数2 世帯 被支援実人員 数2名	支援相談員を配置し、生活の安定 を図る。 利用者数 H20 4人 H21 3人 H22 3人 H23 3人 H24 3人	実績なし	佐賀市在住の 中国残留邦人 の方に対して、 地域の人たちと 料理教室を介し て、コミュニケー ションの場を設 け、日本語の向 上ができるよう 開催する。利用 者数 H20 実績なし H21 10人 H22 10人 H23 13人 H24 10人		実施していない	実施していない	実施していない	予算総額 H19 3万円 H20 416万7000円 H21 476万5000円 H22 419万8000円 H23 402万4000円 H24 339万7000円 帰国者等援護費 中国残留邦人支援対策経費 同上 同上 同上 同上						

照会事項 番号	1		2	3	4			5	6	7	8			
照会内容	国費帰国者数、私費帰国者数(把握されている場合)(件数、残留邦人本人数、配偶者数、同伴家族数の内訳)	・私費帰国者の把握方法 ・私費帰国者数を把握されていない場合、その調査等、把握のための具体的措置をとられているかどうか	支援給付の被支援世帯数及び被支援英人人員	国から委託を受けて、中国残留邦人等とその配偶者及び2世、3世に対する「援護対策事業(身元引受人手当等の中国帰国者援護対策費や支援・相談員設置費など)」を行っているか。行っている場合、具体的内容、利用者数(平成20年度～平成24年度)	中国残留邦人等とその配偶者及び2世、3世に対する「地域生活支援事業(国の100%補助事業)」として、下記の各分野において具体的にどのような支援を行っているか、それぞれの支援の利用者数(平成20年度～平成24年度)			中国残留邦人等とその配偶者及び2世、3世に対して、貴自治体独自の予算で支援策を実施している場合には、その支援策の具体的内容、利用者数(平成20年度～平成24年度)	3～5で回答した援助の対象者について1世、2世、3世の別、また国費帰国者、私費帰国者の別によって異なっているか、異なっているとする場合その具体的な内容	自治体として特に2世、3世の支援のためにを行っている事業等	自治体における中国帰国者関係の予算(平成19年度～24年度)			
				(1)地域における支援ネットワーク事業に関するもの	(2)身近な地域での日本語教育支援事業に関するもの	(3)自立支援通訳等(自立支援通訳、自立指導員、就労相談員、巡回健康相談)の派遣事業に関するもの(通訳、指導員、相談員等の人的体制)	(4)地域生活支援プログラム事業							
長崎県	・永住帰国者数 126世帯 375人 ・国費帰国者数 117世帯 358人 ・私費帰国者数 9世帯 17人	S48～H12まで年毎に私費・国費の統計を取っており、H16にそれを確定させ一覧にしたもので把握しているとのこと。	50世帯 77人 現に給付を受けた世帯等 43世帯 65人	支援・相談員配置事業 平成24年度は4市に4名配置(業務実施状況) 支援給付関係事務 264日 自立指導員業務 50日 自立支援通訳業務 163日	平成20年度以降 料理教室、生け花教室、野外体験、施設見学、民謡教室	日本語教室 H20 334回 延べ1336人 H21 324回 延べ1325人 H22 238回 延べ987人 H23 239回 延べ915人 H24 231回 延べ842人	■自立指導員(4名委嘱) H20 0回 ■自立支援通訳(4名委嘱) H20 11回 ■就労相談員(週1回配置) H20 45件相談 ■支援相談員 H21 5市5名配置 H22 5市5名配置 H23 5市5名配置 H24 4市4名配置	支援内容 交流施設見学 交通費、教材費支給 利用者数 H20 58名参加 267件 H21 45名参加 16件 H22 53名参加 9件 H23 44名参加 11件 H24 44名参加 18件	単独予算で実施している事業はない	地域生活支援プログラム事業における交流施設見学の参加は原則として帰国者夫妻。これは借り上げバスが2台で、乗員定員に限りがあるため。しかし介護者を要する場合は2世、3世の参加も認めている	該当なし。	関連費総額(支援給付費を含まない) H20 1251万4000円 H21 289万9000円 H22 333万9000円 H23 333万9000円 H24 339万5000円		
長崎市	残留邦人本人30人 配偶者17人 同伴家族47人(国費11人、私費36人)	36人の私費帰国者は呼び寄せ家族である。呼び寄せ後に生活保護の申請をされるなどした際に把握した。	31世帯47人	支援相談員を配置している。 ①家庭訪問等による日常生活相談 ②医療通訳 ③支援給付に係る補助事務	平成21年度以降 委託先 滑石ほたるの会 ・日本語教室(滑石教室、横尾教室、中央教室(初級、中級)) ・交流事業(民謡教室、生け花教室、帰国者料理交流会等) ・市直営事業 手芸教室、野外体験、施設見学、集団健康診査			実施していない	異なっていない。	特になし。	支援給付費 地域生活支援費 合計額 H20 8683万9494円 0 8683万9494円 H21 1億67万7761円 457万1000円 1億524万8761円 H22 1億287万8000円 490万2000円 1億778万円 H23 9505万9000円 367万6000円 9873万5000円 H24 1億77万6000円 377万8000円 1億455万4000円			
大分県	残留邦人本人4人、配偶者2人、同伴家族1人(大分市除く)	なし	4世帯6人	支援相談員1人 支援給付関係事務 自立指導員業務、自立支援通訳業務 利用者数	関係職員等研修・啓発事業を実施	実施していない	県は実施していないが、1市で実施(配置人数1人、H24～) H24 派遣実績13件、医療機関10件、関係行政機関3件、利用者1名	実施していない	実施なし。	1世及びその配偶者が対象	なし	帰国見舞金等 嘱託報酬等(引揚者援護事務) 支援・相談員等設置経費 関連費総額 H20 12万円 221万3000円 69万1000円 493万4000円 H21 6万円 0 70万5000円 106万4000円 H22 6万円 0 70万5000円 108万6000円 H23 6万円 0 70万5000円 104万1000円 H24 6万円 0 70万5000円 104万9000円		
大分市	私費帰国者1件、内残留邦人本人数2名、他国費帰国者	残留邦人同士で結婚されたご夫婦が私費で帰国しているもの。平成20年までは保護も受けておらず判明していなかったが、支援給付申請にあたって判明した。	24世帯34人	支援相談員1名 支援給付関係事務 自立指導員業務、自立支援通訳業務 利用者数 H20 255人 H21 203人 H22 199人 H23 220人 H24 224人	料理教室(食生活改善推進協議会により講師を依頼)、2か月に1回2時間ほどの教室を実施している。 利用者数 H20 12人 H21 73人 H22 69人 H23 69人 H24 54人	NPO法人地球人倶楽部に委託し月2回、2時間程度のマンツーマン対応での教室を実施している。 利用者数 H20 56人 H21 279人 H22 333人 H23 372人 H24 236人	支援相談員の業務の一環として自立支援通訳及び自立指導員業務を行う。	日本語教室及び料理教室へ出席するための交通費(往復のバス料金)	なし	なし	なし	支援相談員報酬 支援給付 日本語教育支援事業委託料 合計額 H20 220万8000円 5745万4000円 0 6725万3000円 H21 220万8000円 5700万円 107万1000円 6468万4000円 H22 221万3000円 5900万円 107万1000円 6802万5000円 H23 220万8000円 5606万8000円 123万8000円 6201万0000円 H24 220万8000円 5689万7000円 123万円 6196万4000円		
熊本県	本人数44人	なし。調査の予定なし	40世帯57人	■支援相談員配置事業(熊本市、山鹿市を除く) 対象者1世6名、1世の配偶者5名 ■日本語学習支援事業「遠隔学習課程」におけるスクーリング 対象者、中国帰国者定着促進センターが実施する似日本語学習支援事業「遠隔学習課程」を受講している者でスクーリングによる学習を希望する者	帰国者同士や地域住民との交流の場を提供するため「高齢(概ね50歳以上)」帰国者向け日本語教室として絵手紙、料理、体操等の気軽に参加できる教室を民間に委託して実施する。 →2世、3世等の参加を妨げない 開催回数 延参加人数 H20 45 941 H21 45 1064 H22 45 965 H23 45 907 H24 45 917	医療機関の受診や、行政機関を利用する際の通訳の派遣を行う。自立支援通訳として2人(2世配偶者)を派遣している。 対象者、国費帰国者のうち支援が必要な12名、(1世5名、1世の配偶者5名、2世1名、2世の配偶者1名) 利用実績 H20 31 H21 100 H22 111 H23 141 H24 172	高齢帰国者向け日本語教室へ参加する支援給付受給者に対する交通費 利用実績 H20 56 H21 112 H22 137 H23 118 H24 133	中国残留邦人等関係業務委託 自費帰国した呼び寄せ世帯(2世、3世)については対象外となるため、単独事業として①日本語指導②生活指導③就労指導④通訳派遣を民間に委託して実施している。 利用実績 H20 214 H21 171 H22 169 H23 163 H24 187	・支援相談員配置事業、自立支援通訳派遣事業は国費帰国者のみ対象 ・日本語学習支援事業「遠隔学習課程」におけるスクーリングや高齢帰国者向け日本語教室、地域生活プログラム事業は国費、私費を問わず、全ての中国帰国者を対象 ・中国残留邦人関係業務委託については自費帰国者のみを対象	中国残留邦人等関係業務委託	引揚者等援護事務費 H20 521万4000円 H21 503万1000円 H22 607万6000円 H23 591万4000円 H24 616万8000円 引揚者等援護扶助費 H20 1640万7000円 H21 1397万0000円 H22 1847万2000円 H23 1634万6000円 H24 1684万5000円			
熊本市	国費帰国者82人 本人33人、配偶者18人、同伴家族31人	把握していない。	33世帯44人	支援相談員を1名配置。	行っていない	行っていない	自立支援通訳派遣事業、自立指導員派遣事業を行っている。両者とも熊本県残留孤児等対策協議会に派遣委託を行っている。 自立支援通訳 自立指導員 H20 312件 0件 H21 608件 0件 H22 612件 12件 H23 590件 16件 H24 690件 12件	熊本県残留孤児等対策協議会が主宰している交流会「和暖会」に参加するための交通費、教材費の支援等を行っている。 利用者数 H20 335 H21 334 H22 248 H23 263 H24 266	実施なし。	支援給付等の受給は残留邦人本人又はその配偶者のみと決まっているが、その他の支援は基本的に1世、2世、国費帰国、私費帰国の別なく受けられる。	特になし。	支援・相談員雇上費 旅費 需用費 委託費 扶助費 関連費総額 H20 208万6000円 50万円 0 317万9000円 1億9023万5000円 1億9600万円 H21 210万7000円 18万2000円 15万円 537万円 1億2500万円 1億3280万9000円 H22 209万3000円 17万6000円 15万円 672万5000円 1億1100万円 1億2014万4000円 H23 218万9000円 19万2000円 15万円 652万円 1億1100万円 1億2005万1000円 H24 223万4000円 19万8000円 15万円 566万200円 9300万円 1億124万4000円		
宮崎県	国費帰国者 41人 私費帰国者 132人 残留邦人本人16人 配偶者 6人 同伴家族 151人	平成22年10月に自立指導員の協力を得て実施された県の調査により作成された名簿で把握している。	14世帯16人	H20～22 中国帰国者定着促進センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」におけるスクーリングへの講師派遣 H20 2名 H21、22 各1名 H22 身元未判明両親調査事業による調査員の設置1名	H20～H24 関係職員等研修・啓発事業として支援給付受給者がいる市町村担当者打合せ会の開催と当県職員のセンター会議への出席		自立支援通訳等派遣事業 平成20年度のみ自立指導員2人、利用者4人		県が受けた寄付金を県社会福祉協議会が運営する福祉基金に出捐し、同協議会が中国帰国者世帯に対する修学費用、技能修得費等の助成を行っている。	問3については日本語学習支援事業「遠隔学習課程」の対象者 問4についてはセーフティネット補助金実施要領に定める対象者 問5について ■修学資金、修学支度金、技能取得費(運転免許、語学検定)は中国帰国者本人、こども、孫 ■定住時の見舞金 帰国者本人	助成等	中国帰国孤児等自立支援事業 H20 116万3000円 H21 116万3000円 H22 116万3000円 H23 116万0000円 H24 69万8000円		

照会事項 番号	1		2	3	4				5	6	7	8		
照会内容	国費帰国者数、私費帰国者数(把握されている場合)(件数、残留邦人本人数、配偶者数、同伴家族数の内訳	・私費帰国者の把握方法 ・私費帰国者数を把握されていない場合、その調査等、把握のための具体的措置をとられているかどうか	支援給付の被支援世帯数及び被支援実人員	国から委託を受けて、中国残留邦人等とその配偶者及び2世、3世に対する「援護対策事業(身元引受人手当等の中国帰国者援護対策費や支援・相談員設置費など)」を行っているか。行っている場合、具体的内容、利用者数(平成20年度～平成24年度)	中国残留邦人等とその配偶者及び2世、3世に対する「地域生活支援事業(国の100%補助事業)」として、下記の各分野において具体的にどのような支援を行っているか。それぞれの支援の利用者数(平成20年度～平成24年度)				中国残留邦人等とその配偶者及び2世、3世に対して、貴自治体独自の予算で支援策を実施している場合には、その支援策の具体的内容、利用者数(平成20年度～平成24年度)	3～5で回答した援助の対象者について1世、2世、3世の別、また国費帰国者、私費帰国者の別によって異なっているか。異なっているとする場合その具体的な内容	自治体として特に2世、3世の支援のために行っている事業等	自治体における中国帰国者関係の予算(平成19年度～24年度)		
					(1)地域における支援ネットワーク事業に関するもの	(2)身近な地域での日本語教育支援事業に関するもの(通訳、指導員、相談員等の人的体制	(3)自立支援通訳等(自立支援通訳、自立指導員、就労相談員、巡回健康相談)の派遣事業に関するもの	(4)地域生活支援プログラム事業						
宮崎市	本人配偶者 同伴家族 国費 10人 3人 13人 私費 0 0 32人	回答なし	11世帯13人	支援、相談員の設置を行っている。 相談 通訳 H20 118 25 H21 117 23 H22 79 50 H23 77 43 H24 74 78	回答なし	平成21年度から毎週日曜日に日本語教室を開催している。 参加者数 H21 248 H22 695 H23 675 H24 644		季節毎にレクリエーションを行う。(平成21年度から) 参加者数 H21 313 H22 333 H23 375 H24 169	平成20年、平成21年には受験料等補助が予算にはあったが、実績がなかった。	該当なし	該当なし。	相談員設置 生活支援事業 受験料等補助 H20 145万3000円 372万円 42万円 H21 96万9000円 95万8000円 42万6000円 H22 93万5000円 67万2000円 0 H23 94万3000円 67万1000円 0 H24 95万4000円 67万2000円 0		
鹿児島県	■国費帰国者数(S47～) 147世帯 本人152人、同伴者366人、計518人 ■本県居住状況(H23.4現在) 国費帰国者 145人、私費帰国者326人、計471人 本人62人、配偶者31人	人数の把握はアンケートによるもの アンケートで家族の状況を聞いており、その総数から国費帰国者数を引いた数を私費帰国者としている。	58世帯 82人	(1)身元引受人のあつせん等→H20～24 永住帰国0件 (2)支援相談員の配置→派遣対象残留邦人等本人、配偶者 県2名(県本庁、大島郡)対象者県本庁5名、大島郡2名 鹿児島市2名、対象者53名 鹿屋市1名、対象者3名 出水市1名、対象者3名 志布志市1名、対象者1名 奄美市1名、対象者13名 ※支援相談員を配置していない徳之島町、南さつま市の対象者各1名は日本語が堪能であるためケースワーカーが支援している。 ■支援相談員の相談及び派遣実績【県全体の延べ数】 H21 580件 H22 525件 H23 617件 H24 624件	■関係職員等研修、啓発事業(支援者間の連絡会及び研修会を実施する事業)	日本語講座(実施主体、鹿児島市)対象者、残留邦人等本人、配偶者、2世、3世 年38回、かごしま市民福祉プラザ、地域の福祉館において日本語教室を実施。 利用者には交通費を支給	対象者は残留邦人等本人、配偶者及び法施行規則10条に規定する親族(国費帰国者) 鹿児島市以外の実施機関については対象者が少ないため、支援相談員が通訳業務を行っている。	①交流事業・1日レクリエーション(実施主体、鹿児島市) 年1回のバス旅行。対象者残留邦人等本人、配偶者、2世、3世その他民生委員等 ②奄美大島地区中国残留邦人等交流会(実施主体、県)事務連絡(制度のお知らせ等)、要望、質問等ニーズの把握、相互交流を隔年で行う。 利用者数 H21 17(対象者18名中)名 H23 11(対象者15名中)名 ③交流事業及び日本語講座への参加支援(実施主体、始良市) H25～ 対象者、残留邦人等本人、配偶者 実施内容、近隣の市で実施される日本語講座、交流事業に参加するための交通費を支給 ④スクーリング事業→残留邦人等本人、配偶者、2世3世(国費帰国者、私費帰国者) 中国帰国者定着促進センターが一市する通信教育の受講者に対しスクーリングを実施する。登録講師8名、実施回数月1回 H20 5回、H21 11回、H22 18回、H23 35回、H24 42回	■知事見舞金 永住帰国時、本人5万円 一時帰国時、再一時帰国、永住再帰国本人 3万円 同伴家族1人につき1万円 支給実績 H20 0件 H21 一時帰国本人1件、同伴1件 H22 一時帰国本人1件、同伴1件 H23 一時帰国本人1件、同伴1件 H24 0件	各事業の支援の対象者については、国の規程による	県独自で行っている事業はなし。	関連費総額(H21の予算減は支援給付制度開始により市が実施機関となったため) H20 401万1000円 H21 305万8000円 H22 379万4000円 H23 405万6000円 H24 405万6000円		
鹿児島市	把握していない	同左	35世帯51人	月曜から水曜に1人、木、金曜に1人と計2人の支援・相談員を配置しており日常生活上の相談や支援に関する業務を行っている。	1日レクリエーション利用者数 H20 100人 H21 140人 H22 130人 H23 97人 H24 79人	①日本語専門講座 毎週日曜日13時～16時 年間37回～40回 利用者数 H20 23人 H21 17人 H22 14人 H23 17人 H24 17人 ②高齢者間の交流による日常会話講座(施設見学、ボランティア清掃、ミカン狩りなど) 年間30回以上 H20 延373人 H21 延373人 H22 延417人 H23 延537人 H24 延532人	医療機関受診時や1日レクリエーションの通訳時に派遣。 派遣回数 H20 実績なし H21 7回 H22 8回 H23 12回 H24 11回	日本語専門講座、高齢者間の交流による日常会話講座の参加者に対して交通費を支給している。 利用者数 H20 39人 H21 34人 H22 29人 H23 39人 H24 24人	永住帰国者、一時帰国者、再帰国者(一時帰国して再び中国に渡航し、あらためて永住の目的で本市に帰国した者)及び同伴者に対して帰国見舞金を、本市に居住する中国残留邦人等またはその同伴者が就職し、同一の事業所で6月が経過した場合に就職奨励金を支給する。 永住帰国者 1人につき10万円 再帰国者 1人につき5万円 一時帰国者 1人につき5万円 同伴者 1人につき3万円 就職奨励金 5万円 ただし平成20年度～平成24年度の実績なし。	・支援相談員、1日レクリエーション、日本語専門講座、高齢者間の交流による日常会話講座は1～3世、国費私費に関係なく支援している。 ・自立支援通訳等については国費私費は関係ないが、派遣の対象者は、法律で規定する親族等で本邦に永住帰国した者のうち、通訳の派遣を受けようとする時に本市内に居住しているものである。 ・地域生活支援プログラム事業の支給対象者は、残留邦人1世及び配偶者、同行帰国者である2世、3世については生活保護受給者に限る。 ・国費・私費は問わない。 ・左記の帰国見舞金、就職奨励金の支給対象者は残留邦人1世及び同伴する配偶者及び2親等内の親族である。国費私費を問わない。	生活面での相談に応じることはあるが、特に事業としては行っていない。	関連費総額(H20以降は支援給付含む。H21の予算増は支援給付制度開始により市が実施機関となったため) H19 167万6000円 H20 1億1353万4000円 H21 1億1948万9000円 H22 1億2808万円 H23 1億3100万9000円 H24 1億2224万3000円		
沖縄県	本人 国費7人、私費4人、不明6人、 計17人	聞き取り調査をした記録で数を拾った。私費帰国者について、特にその把握のための具体的措置はとっていない。	16世帯26人	支援・相談員を県本庁に1名配置し、各実施機関担当職員の支援給付事務に関する補助や、中国残留邦人等の日常生活上の相談に応じている。	地域支援ネットワーク事業 H20 平和学習会 26人 H21 料理教室 44人 H22 事業所見学 39人 H23 料理教室 37人 H24 音楽鑑賞会 43人	①日本語教室 回数 利用者数 H20 延14回開催 毎月平均5名 H21 延49回開催 毎月平均5名 H22 延49回開催 毎月平均5名 H23 延60回開催 毎月平均8名 H24 延74回開催 毎月平均8名	自立支援通訳及び自立指導員の派遣(1名が兼務し、関係機関からの要請等に応じ派遣) 自立支援通訳 自立指導員 H20 14回 31回 H21 4回 16回 H22 3回 15回 H23 6回 18回 H24 5回 52回	交流会・日本語教室への参加旅費を支給。 H20 (交流会)11人 (日本語教室)1人 H21 (交流会)19人 (日本語教室)1人 H22 (交流会)18人 (日本語教室)1人 H23 (交流会)15人 (日本語教室)3人 H24 (交流会)11人 (日本語教室)3人	事業実績なし	地域生活支援事業については、日本に国費又は自費(国費相当者)で永住帰国した中国残留邦人等とその家族(同行入国世帯)が対象。ただし地域支援ネットワーク事業については、参加者の限定をしていない。	事業実績なし	関係費総額(支援給付は含まない。) H20 129万0000円 H21 242万5000円 H22 298万3000円 H23 311万1000円 H24 334万8000円		
那覇市	把握していない	把握していない。	4世帯6人	行っていない	行っていない	行っていない	行っていない	行っていない	行っていない		なし	支援給付費(これのみ回答あり) H20 539万2871円 H21 528万3650円 H22 536万4366円 H23 604万9411円 H24 840万3391円		